

琴浦町公共施設等総合管理計画

平成28年3月策定

令和 4年3月一部改訂

鳥取県 琴浦町

目 次

第1章 公共施設等総合管理計画の目的等

1 第1章の目的	1
2 本計画の目的	1
3 本計画の位置付け	2
4 本計画の期間と対象施設	3

第2章 琴浦町の概要

1 第2章の目的	4
2 位置・面積	4
3 沿革	4
4 産業	5
5 人口	7
6 財政状況	10
7 職員数の推移	13

第3章 公共施設等の現状・分析

1 第3章の目的	14
2 公共施設等の分類	14
3 公共施設の現状・分析	15
4 インフラの現状	37
5 公共施設マネジメントに関する取組み状況	39

第4章 公共施設等の維持・更新費用の推計

1 第4章の目的	42
2 試算の考え方	42
3 公共施設の維持・更新費用の試算	42

4	インフラの維持・更新費用の試算	46
5	公共施設等全体	47

第5章 公共施設等の今後のあり方に関する基本方針等

1	第5章の目的	49
2	今後の課題と全体目標	49
3	推進体制	51
4	公共施設の維持管理・長寿命化等に関する基本方針	52
5	公共施設の総量の削減・圧縮に関する基本方針	55
6	インフラに関する基本方針	58

※ なお、本計画で使用しているデータは、断りがない限り令和2年度末時点のものとなります。

第1章

公共施設等総合管理計画の目的等

1 第1章の目的

第1章では、公共施設等総合管理計画（以下「本計画」といいます）のあらましについてご紹介いたします。

2 本計画の目的

我が国では高度経済成長期以降、人口増加と好景気の中でたくさんの公共施設等（庁舎、学校、集会施設等「ハコモノ」資産及び道路、橋梁、上下水道等「インフラ」資産）が整備されてきました。それから数十年経過した現在、これらの公共施設等の老朽化が進み、更新（建替えや大規模改修等）が必要な時期を迎えようとしています。

公共施設等の更新には多額の費用がかかることが見込まれます。しかし、人口減少等による歳入の減少、少子高齢化による扶助費の増大等により、自治体が公共施設等の更新にかけられる費用は決して多くありません。このことから、今後も全ての公共施設等を維持していくことは非常に困難な状況と言えます。

さらに、公共施設等の老朽化は住民への行政サービスの低下を招くだけでなく、命を脅かす重大な事故にも繋がりがねません。老朽化した公共施設等は放置することもできないのです。

厳しい財政状況が続く中、限られた財源で公共施設等を維持していくためには、必要な公共施設等を取捨選択し、いつ、どの程度の費用でどの様に更新していくのかをあらかじめ計画しておくことはもはや必須となりつつあります。

このような背景の中、今後も必要な行政サービスを維持していくため、琴浦町では「公共施設等の計画的な維持管理」、「公共施設等の更新費用の軽減・平準化」及び「公共施設の配置の最適化」を目的として平成28年3月に本計画を策定しました。

なお、本計画は総務省から平成26年4月22日に示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に準拠し、「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）を参考としています。

このたび、総務省から平成30年2月27日に示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」において本計画の見直しが求められているため、令和4年3月に本計画を改訂しました。

3 本計画の位置付け

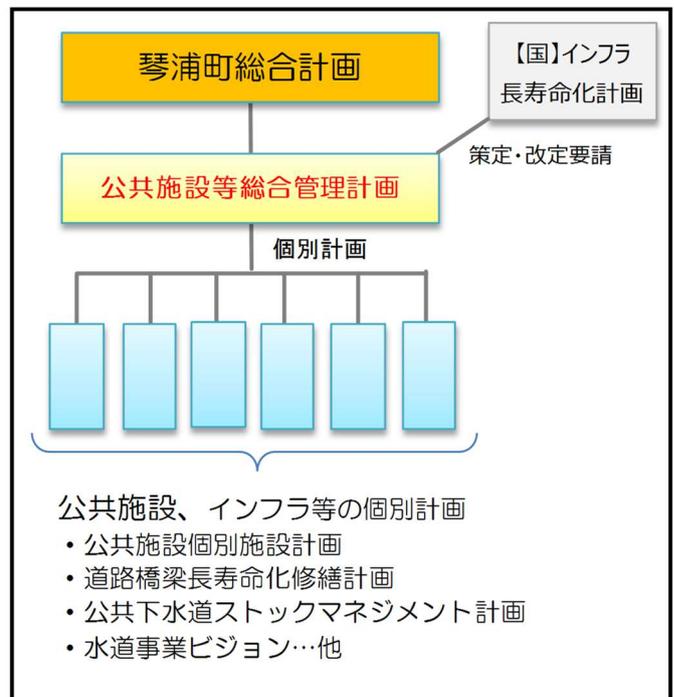
現在、琴浦町では各行政分野で様々な計画が策定されています。それらの計画の中で、本計画がどのような位置付けに当たるのかを見ていきます。

まず、琴浦町には町政運営の指針となる「琴浦町総合計画」が存在します。この計画は町の将来像やまちづくりの基本理念を定めた「基本構想」と、基本構想を実現するための各行政分野の具体的な施策を示した「基本計画」とで構成されており、まさに琴浦町の最上位計画と言えるものです。よって、本計画は上位計画に当たる「琴浦町総合計画」の内容に沿った形で進めて行くことが求められます。

次に個別具体的な計画に目を向けると、「琴浦町公共施設個別施設計画」、「琴浦町道路橋梁長寿命化修繕計画」等、公共施設やインフラに関連した計画が存在しています。これらの計画に対しては本計画が上位計画となり、公共施設やインフラに関する全般的な指針を示していくこととなります。

このように、本計画には上位計画と下位計画が存在しており、中間的存在としてそれぞれの計画と整合性を図りながら計画を進めて行くこととなります。

【図表1】本計画の位置付け



4 本計画の期間と対象施設

(1) 計画期間

本計画期間は、今後、公共施設等が大量に更新を迎える時期を考慮し、「20年間」とします。

【図表 2】 本計画の計画期間

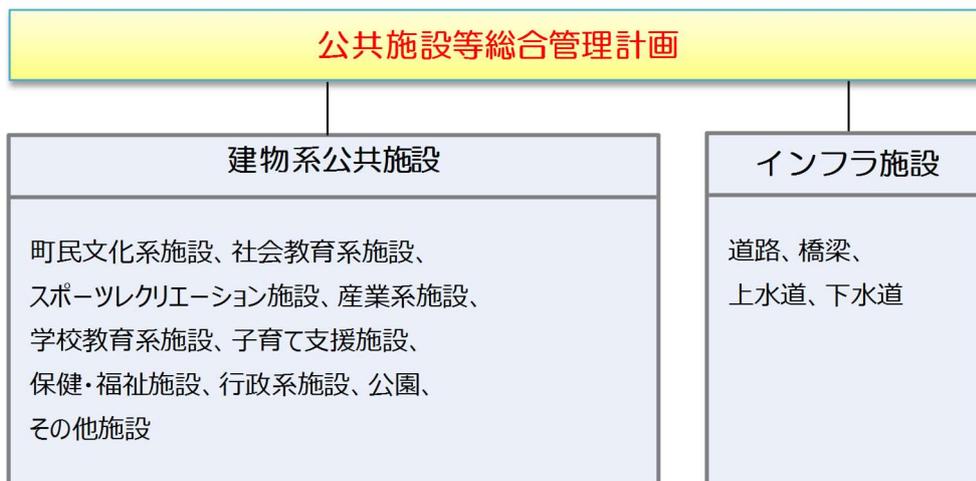
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17			
公共施設等 総合管理計画	計 画 策 定	計画期間20年																						
		改訂					見直し					見直し					見直し							
		公共施設の 点検・診断調査					公共施設の 点検・診断調査					公共施設の 点検・診断調査												

計画期間が長期に渡ることから、本計画と現実との大きなズレが生じないように、原則として**3年毎**に見直しを行います。また、歳入・歳出の大幅な増減、更新費用試算条件の変更等、本計画に重大な変更が生じる場合は適宜見直しをすることとします。

(2) 対象施設

本計画の対象施設は、建物系公共施設及び道路等のインフラ施設とします。

【図表 3】 本計画の対象施設



第2章

琴浦町の概要

1 第2章の目的

この章では、琴浦町がどのような町なのか、産業や人口、財政状況等から振り返っていきます。

2 位置・面積

琴浦町は鳥取県の中央部に位置し、面積は 139.94 km²、東西の広がり約 15.2km、南北の広がり約 18.5km となっています。

【図表4】 琴浦町の位置



このうち、林野面積は 8,401ha、耕地面積は 2,800ha（うち田耕地面積は 1,530ha、畑耕地面積は 1,270ha）となっており、林野・耕地面積が全体の約 80%を占めています。

3 沿革

現在の琴浦町が存在する場所には、明治 22 年当時は 13 の村がありました。その後、明治 30 年代から始まった明治の大合併、昭和 20 年代の昭和の大合併等を経て東伯町と赤碕町の

【図表5】 町村合併の変遷



2 町となり、平成 16 年 9 月 1 日、平成の大合併で鳥取県内の先陣を切って 2 町が合併し、琴浦町が誕生しました。

なお、現在の地区公民館は昭和の大合併以前の旧町村数と同じ 9 地区で運営されています。

4 産業

琴浦町の近年の産業構成は、次のとおりとなっています。

なお、公務、分類不能の産業の値は含んでいません（以下同じ）。

【図表6】琴浦町の産業構成（平成27年度）

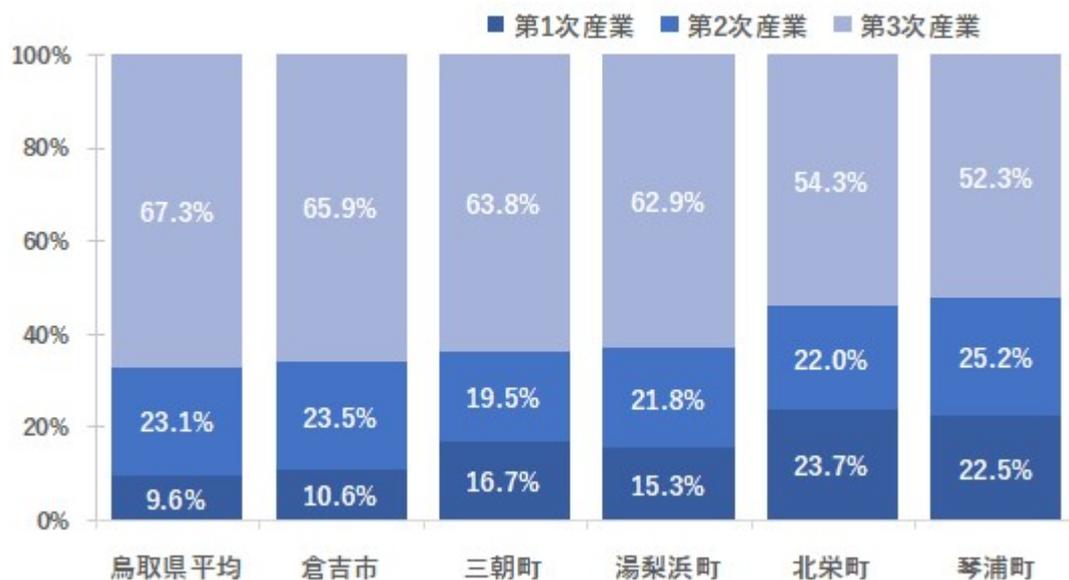
産業分類	人数(人)	割合
第1次産業	1,943	22.5%
第2次産業	2,175	25.2%
第3次産業	4,500	52.3%
合計	8,618	100.0%

琴浦町の産業構成を鳥取県中部の他の市町や鳥取県平均と比較すると、第1次産業の割合がやや高く、第3次産業の割合がやや低くなっており、比較的第1次産業が盛んなことが分かります。

【図表7】琴浦町と他の市町等との産業構成比較（平成27年度）

産業分類	鳥取県平均	倉吉市	三朝町	湯梨浜町	北栄町	琴浦町
第1次産業	9.6%	10.6%	16.7%	15.3%	23.7%	22.5%
第2次産業	23.1%	23.5%	19.5%	21.8%	22.0%	25.2%
第3次産業	67.3%	65.9%	63.8%	62.9%	54.3%	52.3%

【図表8】琴浦町と他の市町等との産業構成比較（平成27年度）



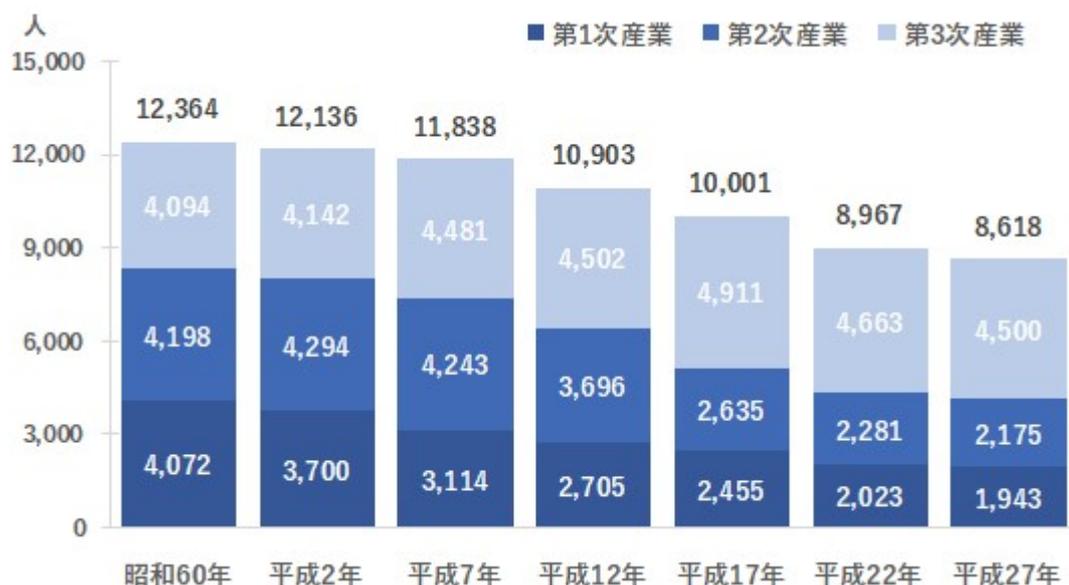
次に産業構成の推移を見ると、昭和60年は第1次産業、第2次産業、第3次産業ともにほぼ同程度でしたが、30年後の平成27年には第1次産業、第2次産業は約半数にまで減少し、第3次産業のみ微増となっています。その結果、全体の50%以上を第3次産業が占めるようになり、時代とともに産業構成も遷り変わっていることが読み取れます。

【図表9】琴浦町の産業分類の推移

(単位：人)

産業分類	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
第1次産業	4,072	3,700	3,114	2,705	2,455	2,023	1,943
農業	3,891	3,545	2,989	2,598	2,376	1,953	1,885
林業	50	42	28	29	12	23	18
漁業	131	113	97	78	67	47	40
第2次産業	4,198	4,294	4,243	3,696	2,635	2,281	2,175
鉱業	6	4	3	11	1	1	0
建設業	1,378	1,395	1,592	1,503	1,146	814	762
製造業	2,814	2,895	2,648	2,182	1,488	1,466	1,413
第3次産業	4,094	4,142	4,481	4,502	4,911	4,663	4,500
卸売、小売業	1,697	1,613	1,645	1,594	1,348	1,256	1,100
金融、保険、不動産業	176	204	201	160	146	202	179
運輸、通信、電気業	525	491	492	477	362	409	379
サービス業	1,696	1,834	2,143	2,271	3,055	2,796	2,842
合計	12,364	12,136	11,838	10,903	10,001	8,967	8,618

【図表10】琴浦町の産業分類の推移

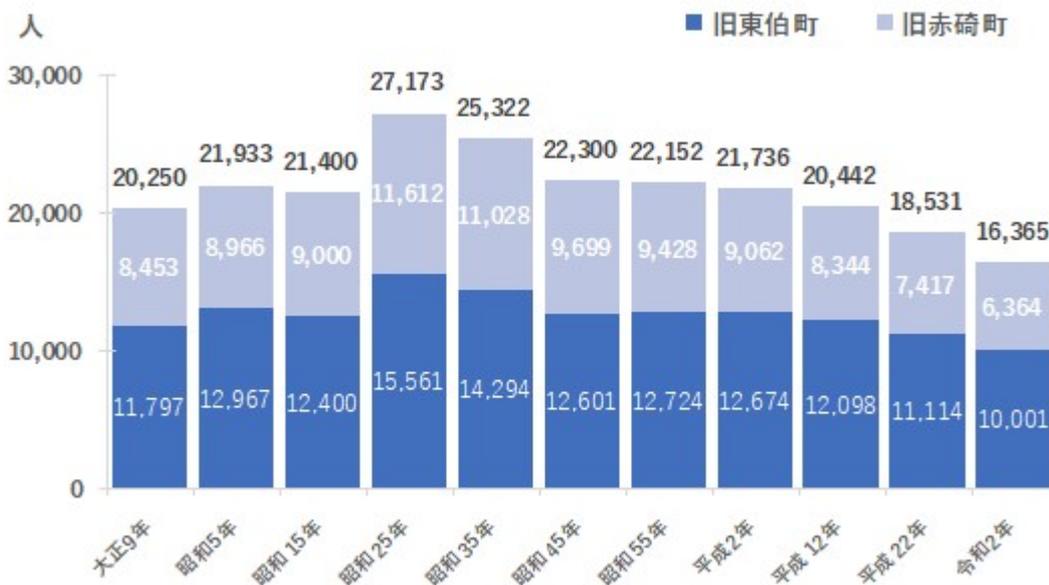


5 人口

(1) 人口・世帯の推移

琴浦町の人口の動向を見ると、琴浦町の人口は昭和 20 年代にピークを迎え、それ以降は減少傾向にあることが分かります。一方、世帯数はここ 30 年間約 6,000 世帯で推移しており、概ね横ばい傾向にあります。

【図表 11】 琴浦町の人口の推移



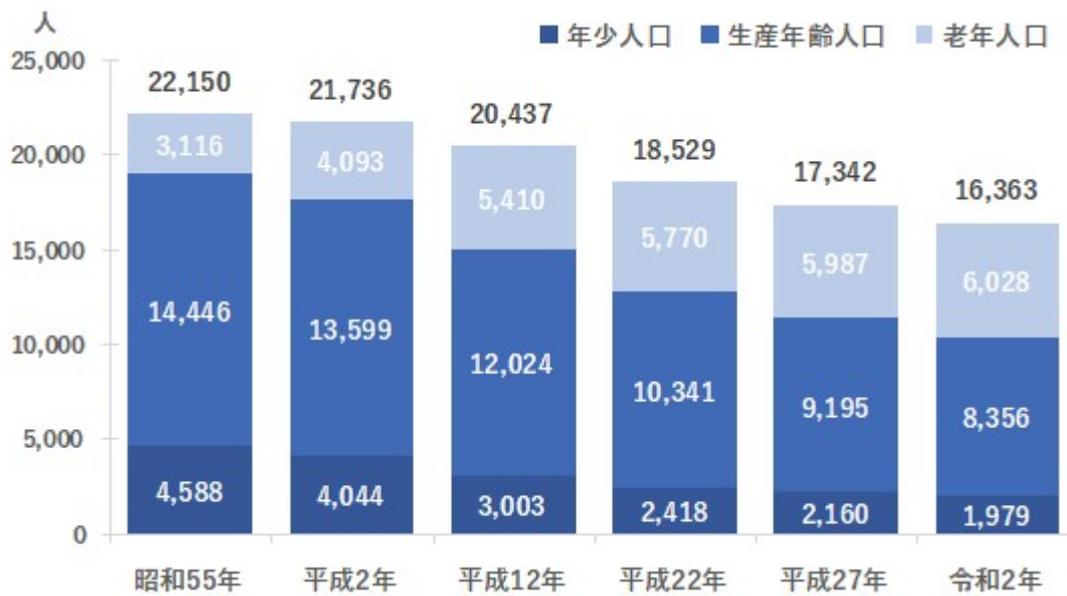
【図表 12】 琴浦町の家帯数の推移



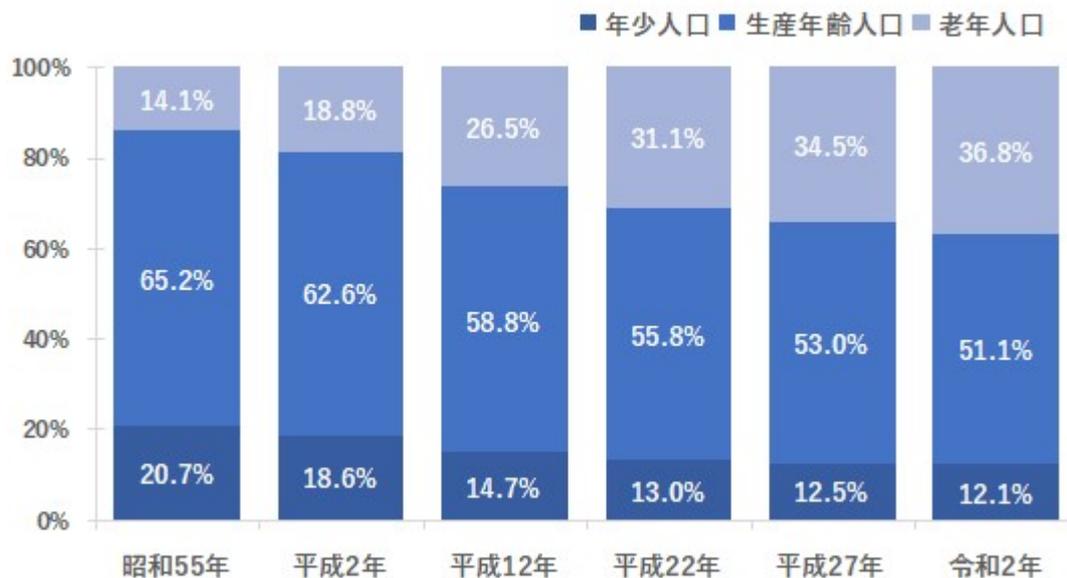
(2) 年齢別人口の推移

人口を年齢別に見ていくと、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15歳以上65歳未満）は減少を続ける一方、老年人口（65歳以上）は増加を続けており、琴浦町でも少子高齢化が着実に進行しています。

【図表 13】 琴浦町の年齢別人口の推移



【図表 14】 琴浦町の年齢別人口割合の推移



(3) 人口の将来予測

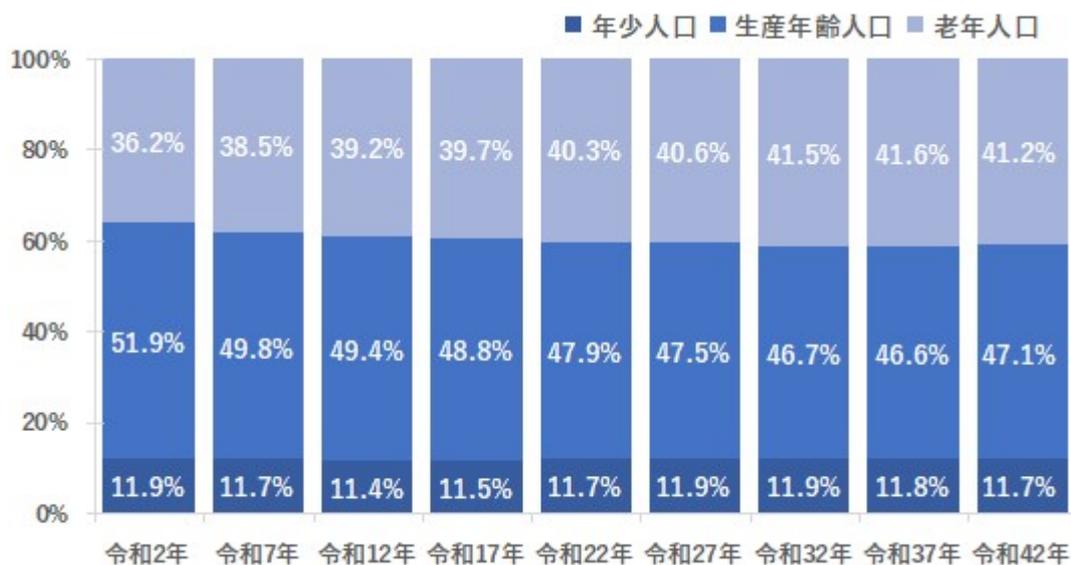
琴浦町人口ビジョンによる現行推移モデルの人口の将来予測を見てみると、令和2年から令和42年までの40年間で琴浦町の人口は約50%減少することが見込まれます。また、少子高齢化もさらに進み、人口全体に占める老年人口の割合は約40%にも及ぶと予測されます。

老年人口は令和2年にピークを迎え、令和7年以降は減少が始まります。

【図表 15】 琴浦町の人口と年齢別人口の将来予測



【図表 16】 琴浦町の年齢別人口割合の将来予測



6 財政状況

(1) 令和2年度決算額

【歳入】

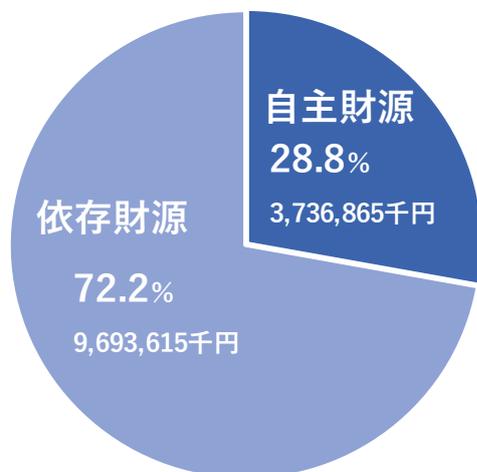
令和2年度決算における琴浦町の財政状況を見てみると、約134億円の収入のうち、地方交付税、国庫支出金、県支出金などの依存財源が約72%を占めており、国県などの収入に依存していることが分かります。

【図表17】 歳入決算の内訳

単位:千円

自主財源		依存財源	
区 分	令和2年度 決 算 額	区 分	令和2年度 決 算 額
地方税	1,697,942	地方譲与税	109,377
分担金及び負担金	77,224	地方交付税	4,376,873
使用料及び手数料	181,122	国庫支出金	3,326,208
繰入金	811,789	県支出金	975,402
繰越金	502,164	地方債	491,022
その他	466,624	その他	414,733
自主財源合計 (A)	3,736,865	依存財源合計 (B)	9,693,615
歳入合計 (A) + (B)		13,430,480	

【図表18】 歳入決算の割合



【歳出】

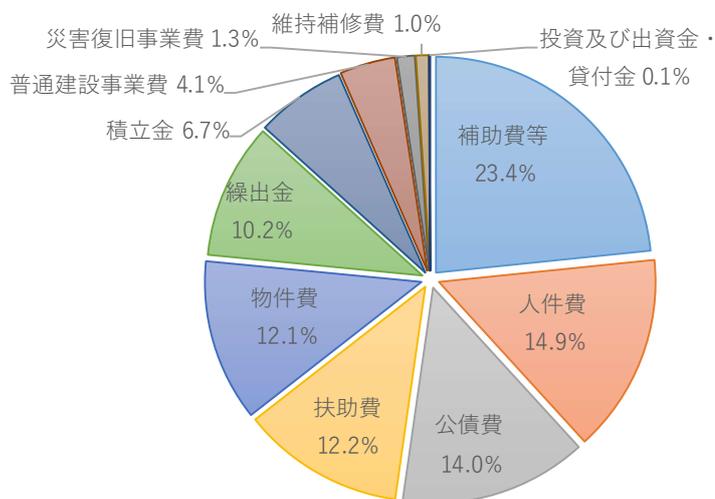
歳出について、令和2年度の決算額を性質別（何の費用に使ったか）と目的別（どの分野に使ったか）で見ると、それぞれ次のとおりとなります。

性質別の内訳では、人件費、物件費、扶助費、補助費、公債費が、目的別の内訳では総務費、民生費が大きな割合を占めています。

【図表 19】 性質別歳出決算の内訳（何の費用として使ったか）

単位：千円

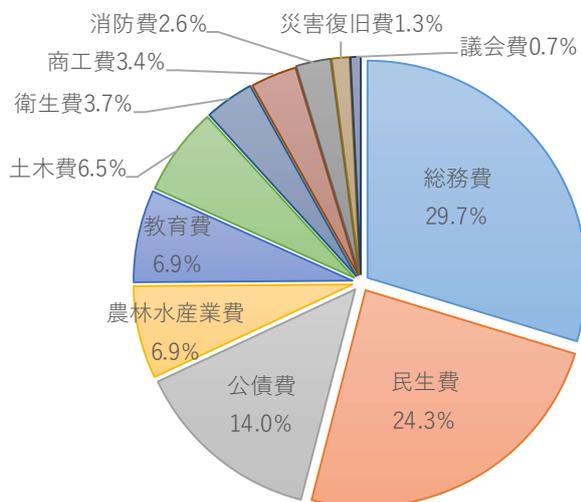
区 分	令和2年度 決 算 額
人件費	1,931,711
物件費	1,573,570
維持補修費	126,826
扶助費	1,578,974
補助費等	3,032,672
公債費	1,818,084
積立金	874,611
投資及び出資金・貸付金	11,781
繰出金	1,323,384
普通建設事業費	537,323
災害復旧事業費	171,708
歳出合計	12,980,644



【図表 20】 目的別歳出決算の内訳（どの分野に使ったか）

単位：千円

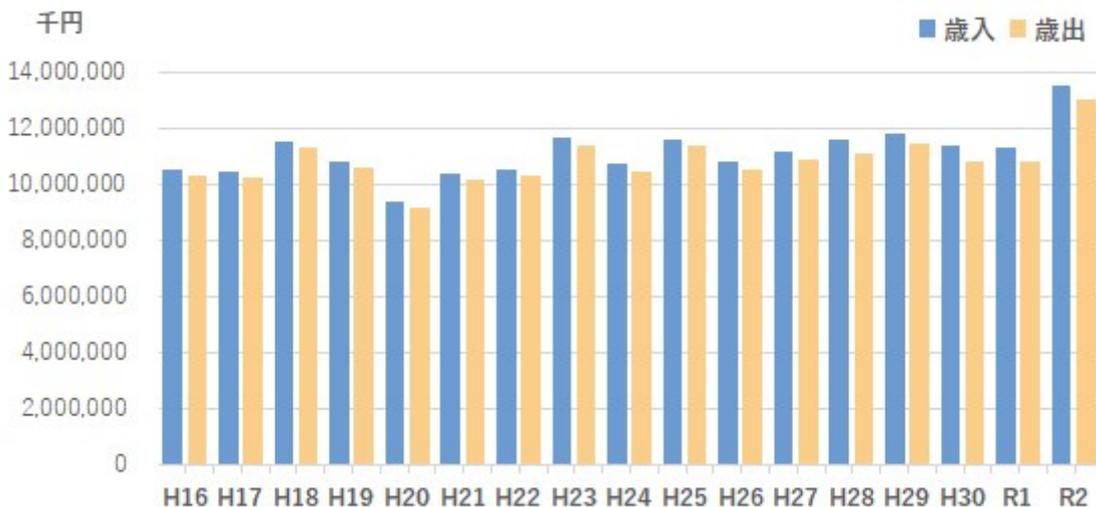
区 分	令和2年度 決 算 額
議会費	97,305
総務費	3,857,375
民生費	3,151,301
衛生費	476,415
農林水産業費	895,330
商工費	444,174
土木費	845,752
消防費	332,760
教育費	890,440
災害復旧費	171,708
公債費	1,818,084
歳出合計	12,980,644



(2) 財政状況の推移

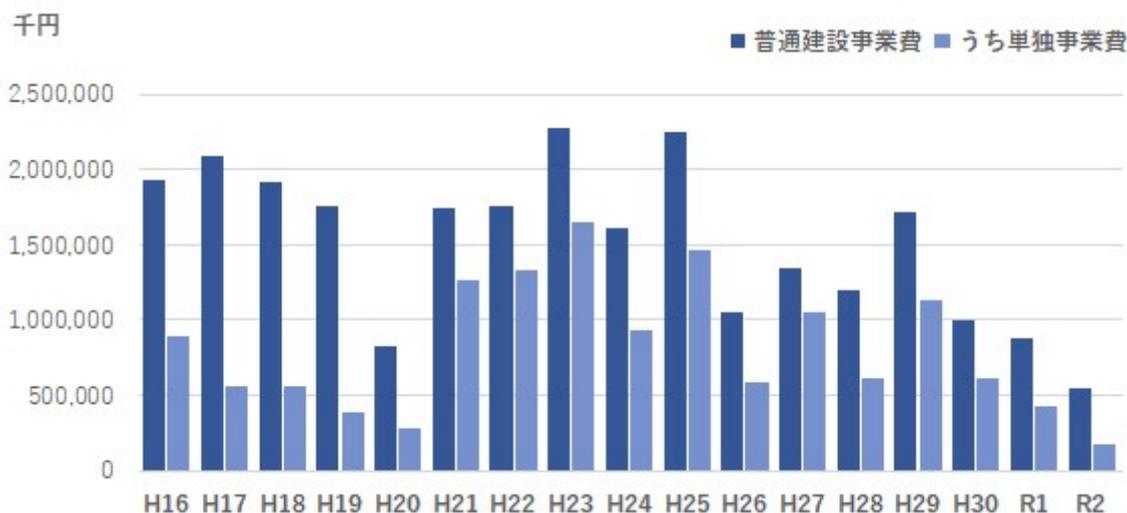
琴浦町誕生後の歳入・歳出決算額を見ると、概ね 100 億円から 110 億円の間で推移していることがわかります。令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策として国の予算に伴う事業を実施したことにより、過去最大の決算となっています。

【図表 21】 琴浦町の歳入・歳出決算額の推移



町の歳出額のうち投資的経費については、年度によりバラつきがあるものの、琴浦町誕生後の平均で歳出額の 14.1%の割合を占めています。これは、赤碕地域コミュニティセンター、役場本庁舎、こども園等の建設、小中学校の大規模改修等、大規模な工事が続いたことに起因しています。今後の地方交付税の減少や少子高齢化に伴う扶助費の増加を考慮すると、投資的経費の抑制は重要な課題となってきます。

【図表 22】 琴浦町の投資的経費の推移



7 職員数の推移

琴浦町の職員数の推移は次のとおりです。

平成17年から令和2年の16年間で、普通会計職員は28人（約11%）、公営企業等職員12人（40%）削減されています。行政の果たす役割が多様化・複雑化する中、今後も引き続き行政サービスの質と行政コストを考慮した職員管理を行っていきます。

【図表 23】 琴浦町の職員数の推移

単位：人

年 度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
普通会計職員	234	224	221	205	198	192	192	198	198	198	202	196	203	197	203	206
公営企業等職員	30	22	25	28	26	25	22	20	20	21	19	20	21	20	20	18
合 計	264	246	246	233	224	217	214	218	218	219	221	216	224	217	223	224

【図表 24】 琴浦町の職員数の推移 （各年4月1日現在）



第3章

公共施設等の現状・分析

1 第3章の目的

この章では、琴浦町が現在どのような公共施設等を保有しているのか現状を把握し、施設分類別、地区別、建築年数別といった複数の視点から分析を行います。

2 公共施設等の分類

公共施設等は建設された目的により保持している機能がそれぞれ異なるため、一括りにして論じることはできません。

このため、これから公共施設等について現状把握や更新費用の試算等を行うのに先立ち、琴浦町の保有する公共施設等を次のとおりに分類することとします。なお、この分類方法は第4章で更新費用の試算をする際に用いる「公共施設等更新費用試算ソフト」（総務省推奨）の施設分類を琴浦町の実態に合わせて一部修正して作成したものです。

【図表 25】 公共施設等の分類

大分類	中分類	琴浦町の施設例
町民文化系施設	集会施設	赤碕地域コミュニティセンター、生涯学習センター、他
社会教育系施設	図書館	生涯学習センター（本館）、赤碕地域コミュニティセンター（分館）
	その他社会教育系施設	生涯学習センター、地区公民館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	東伯総合公園、農業者トレーニングセンター、武道館、他
	レクリエーション施設・観光施設	一向平キャンプ場、物産館ことうら、ポート赤碕物産館、他
	保養施設	平岩記念会館
産業系施設	産業系施設	野菜共同出荷所、下伊勢畜産団地、出上共同出荷所、他
学校教育系施設	学校	小学校、中学校
	その他教育施設	学校給食センター
子育て支援施設	子育て支援施設	こども園
保健・福祉施設	高齢福祉施設	いきいき健康センター、在宅介護支援センター
	保健施設	役場本庁舎
	その他社会福祉施設	文化センター
行政系施設	庁舎等	役場本庁舎、赤碕地域コミュニティセンター、生涯学習センター
	消防施設	消防センター
	その他行政施設	防災備蓄倉庫、水防倉庫、除雪車庫、他
公営住宅	公営住宅	町営住宅
公園	公園	都市公園、農村公園、ふれあい広場、他
その他施設	その他施設	斎場、鳥取中央有線放送、他
インフラ	道路、橋梁、上水道、下水道	

(補足)

- 公共施設の中には、ひとつの施設で複数の機能・性質を併せ持つものがあります。このうち、役場本庁舎、赤碕地域コミュニティセンター、生涯学習センターについては、次のとおりに分けてそれぞれ分類しています。その他の施設は最も主要な部分を元に分類を行っています。

◎役場本庁舎…庁舎（庁舎等）、保健センター（保健施設）

◎赤碕地域コミュニティセンター…庁舎（庁舎等）、多目的ホール（集会施設）、図書館分館（図書館）

◎生涯学習センター…事務所（庁舎等）、多目的ホール（集会施設）、図書館本館（図書館）、その他部分（その他社会教育系施設）

- インフラについては、現時点では道路、橋梁、上水道、下水道の4種類のみ扱うこととし、その他のインフラ（農道、林道等）については今後の計画見直しと合わせて適宜追加することとします。

3 公共施設の現状・分析

(1) 公共施設の現状

まず、琴浦町にどのような公共施設があるのかを地区別に地図に示してご紹介します。

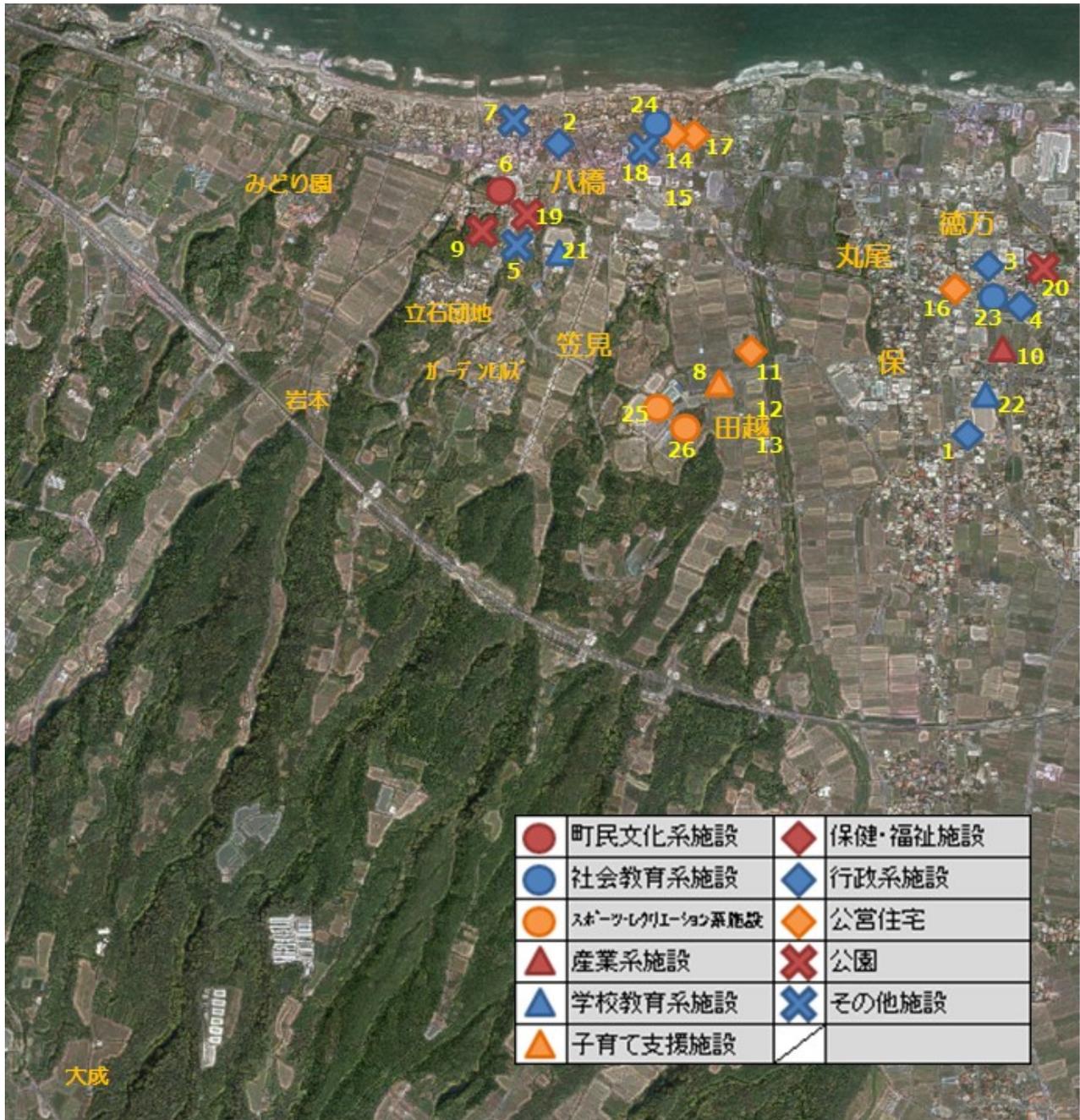
(補足)

次ページからの地図、公共施設データは次のとおり整理しています。

- 地図上の数字は施設データの「No.」と対応しています。
- 住宅等、類似施設が集中している箇所は地図上でまとめて表示しているものがあります（施設データの「No.」をご参照ください）。
- 役場本庁舎、赤碕地域コミュニティセンター、生涯学習センターは地図上の分類表示は主要部分の分類で表示しています。

なお、一部の施設について建築年度等が不明なものがあります。情報が確認できたものは今後の計画見直しの際に修正していきます。

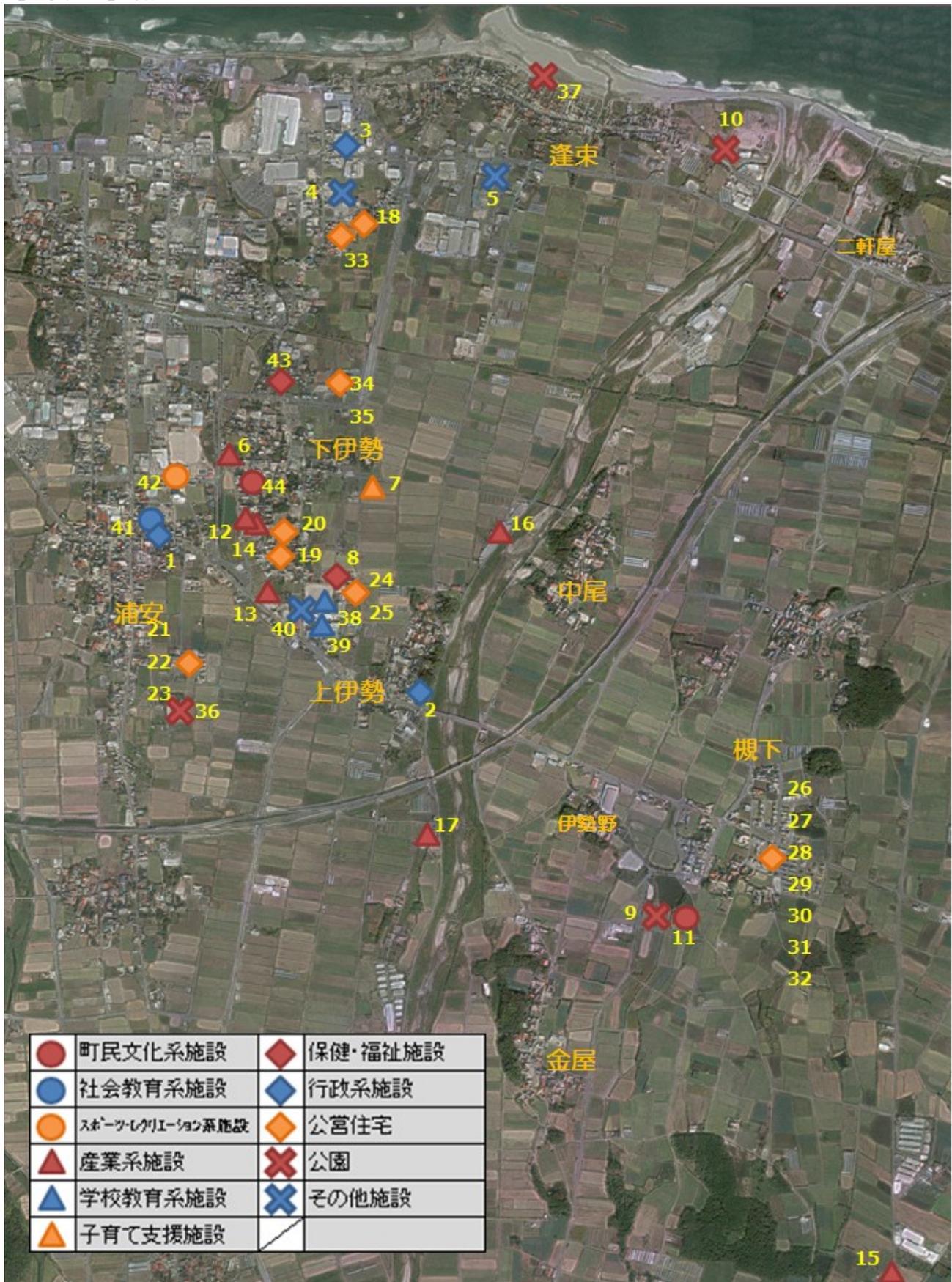
【図表 26】 八橋地区地図



【図表 27】 八橋地区施設データ

No.	施設名称	施設分類（大分類）	建築年度	延床面積（㎡）	備 考
1	役場本庁舎	行政系施設	H24	4,379.78	庁舎部分
		保健・福祉施設	S52	855.00	保健センター部分 H25大規模改修
2	第1分団消防センター（八橋）	行政系施設	H5	76.50	消防団使用
3	第2分団消防センター（徳万）	行政系施設	H14	76.50	消防団使用
4	浦安駅前格納庫	行政系施設	H5	153.34	
5	旧八橋保育園	その他施設	S54	692.81	倉庫利用
6	八橋ふれあいセンター	町民文化系施設	H4	241.18	
7	旧中井旅館	その他施設	S25	607.05	
8	やばせこども園	子育て支援施設	H23	1,507.60	
9	八橋地区農村公園	公園	H6	114.80	便所、休憩所
10	下伊勢共同加工施設	産業系施設	S59	125.50	
11	一里松第1団地	公営住宅	H4	895.93	12戸
12	一里松第4団地	公営住宅	H3	839.48	12戸
13	一里松団地集会所	公営住宅	H4	76.24	
14	八橋第3団地	公営住宅	S58	290.00	5戸
15	八橋団地	公営住宅	H21	633.90	9戸
16	とうはくハイツ	公営住宅	H6	1,690.55	24戸
17	コーポラスことうら	公営住宅	S55	5,031.37	80戸
18	東伯町民住宅	その他施設	不詳	100.22	
19	八橋公園	公園	S47	1.57	便所
20	徳万公園	公園	S51	7.35	便所
21	八橋小学校	学校教育系施設	S44	4,212.67	H17大規模改修
22	東伯中学校	学校教育系施設	S39	6,967.67	H18耐震補強・大規模改修 プール（H23）
23	生涯学習センター （まなびタウンとうはく）	社会教育系施設	H9	6,018.93	図書館部分、他
		町民文化系施設		451.70	多目的ホール部分
		行政系施設		146.30	庁舎部分
		その他施設	H10	197.50	跨線橋
24	八橋地区公民館	社会教育系施設	S51	346.14	
25	東伯総合公園	スポーツ・レクリエーション系施設	S59	4,854.43	総合体育館、東伯野球場、他
26	平岩記念会館	スポーツ・レクリエーション系施設	H3	495.54	
合計				42,087.55	

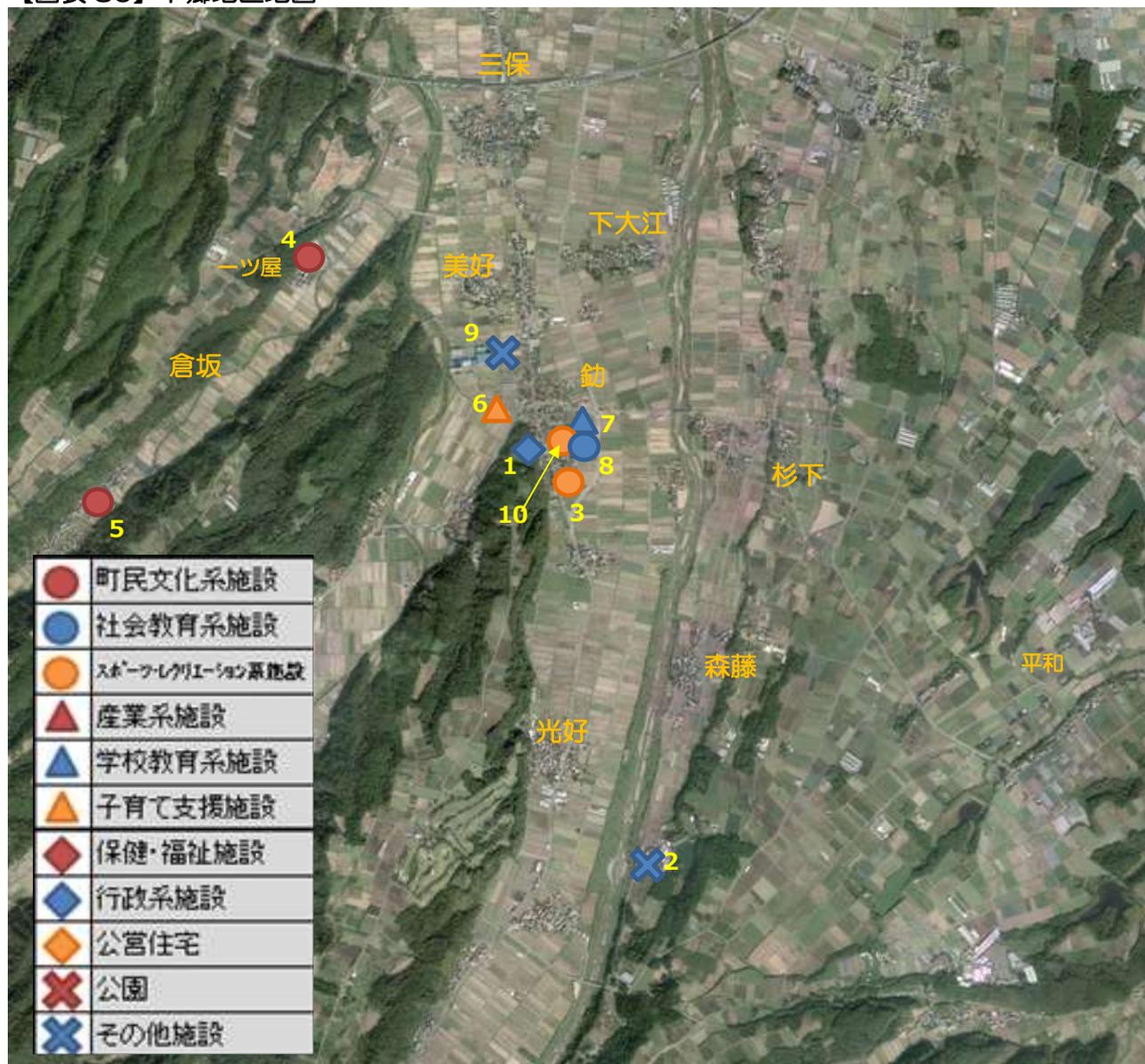
【図表 28】 浦安地区地図



【図表 29】 浦安地区施設データ

No.	施設名称	施設分類 (大分類)	建築年度	延床面積 (㎡)	備 考
1	第3分団消防センター (浦安)	行政系施設	H元	69.06	消防団使用
2	上伊勢水防倉庫	行政系施設	S30	33.05	
3	防災備蓄倉庫	行政系施設	H23	72.60	
4	旧逢束保育園	その他施設	S49	421.35	
5	鳥取中央有線放送	その他施設	H7	1,411.49	
6	下伊勢大型共同作業場	産業系施設	S56	410.42	
7	しらとりこども園	子育て支援施設	H25	1,726.97	
8	多世代交流施設 (アエル)	保健・福祉施設	S56	922.10	シルバー人材センター、放課後児童クラブ 他
9	水辺公園	公園	H6	25.69	休憩所 (便所)
10	逢束農村公園	公園	H9	13.58	便所
11	伊勢崎地区コミュニティ施設 (白鳳館)	町民文化系施設	H6	438.27	
12	下伊勢第1共同作業所	産業系施設	S53	118.95	
13	下伊勢第2共同作業所	産業系施設	H7	189.50	
14	下伊勢農機具保管施設 (下伊勢)	産業系施設	S54	99.00	
15	下伊勢農機具保管施設 (金屋)	産業系施設	S60	69.86	
16	下伊勢畜産団地	産業系施設	S53	2,118.80	
17	下伊勢淡水魚養殖施設	産業系施設	S61	902.20	
18	新規就農者住宅	公営住宅	不詳	187.57	3戸 旧農業水利事業所官舎
19	下伊勢第1団地	公営住宅	S54	554.68	10戸
20	下伊勢第2団地	公営住宅	S61	630.92	10戸
21	いなり第1団地	公営住宅	S50	291.20	7戸
22	いなり第2団地	公営住宅	S51	261.18	6戸
23	いなり第3団地	公営住宅	H3	654.40	10戸
24	上伊勢団地	公営住宅	H6	766.10	10戸
25	上伊勢団地集会所	公営住宅	H6	39.94	
26	槻下第1団地	公営住宅	H13	498.09	6戸
27	槻下第2団地	公営住宅	H14	497.52	6戸
28	槻下第3団地	公営住宅	H15	994.02	12戸
29	槻下第4団地	公営住宅	H16	662.83	8戸
30	槻下第5団地	公営住宅	H17	165.84	2戸
31	槻下南団地	公営住宅	H18	810.45	10戸
32	槻下集会所	公営住宅	H19	128.06	
33	東伯団地	公営住宅	S63	1,431.80	22戸
34	浦安団地	公営住宅	H2	2,206.50	27戸
35	浦安団地集会所	公営住宅	H2	57.97	
36	いなり公園	公園	S48	117.21	便所、花の家
37	逢束海岸ふれあい広場	公園	H5	75.29	便所
38	浦安小学校	学校教育系施設	S40	4,637.32	H12耐震補強、大規模改修 プール (H17)、体育館 (H19)
39	学校給食センター	学校教育系施設	H21	877.43	
40	旧東伯学校給食センター	その他施設	H3	1,098.80	
41	浦安地区公民館	社会教育系施設	S43	1,022.76	
42	東伯武道館	スポーツ・レクリエーション系施設	S45	434.00	
43	東伯文化センター	保健・福祉施設	S53	663.22	
44	下伊勢西集会所	町民文化系施設	S40	173.07	
			合計	28,981.06	

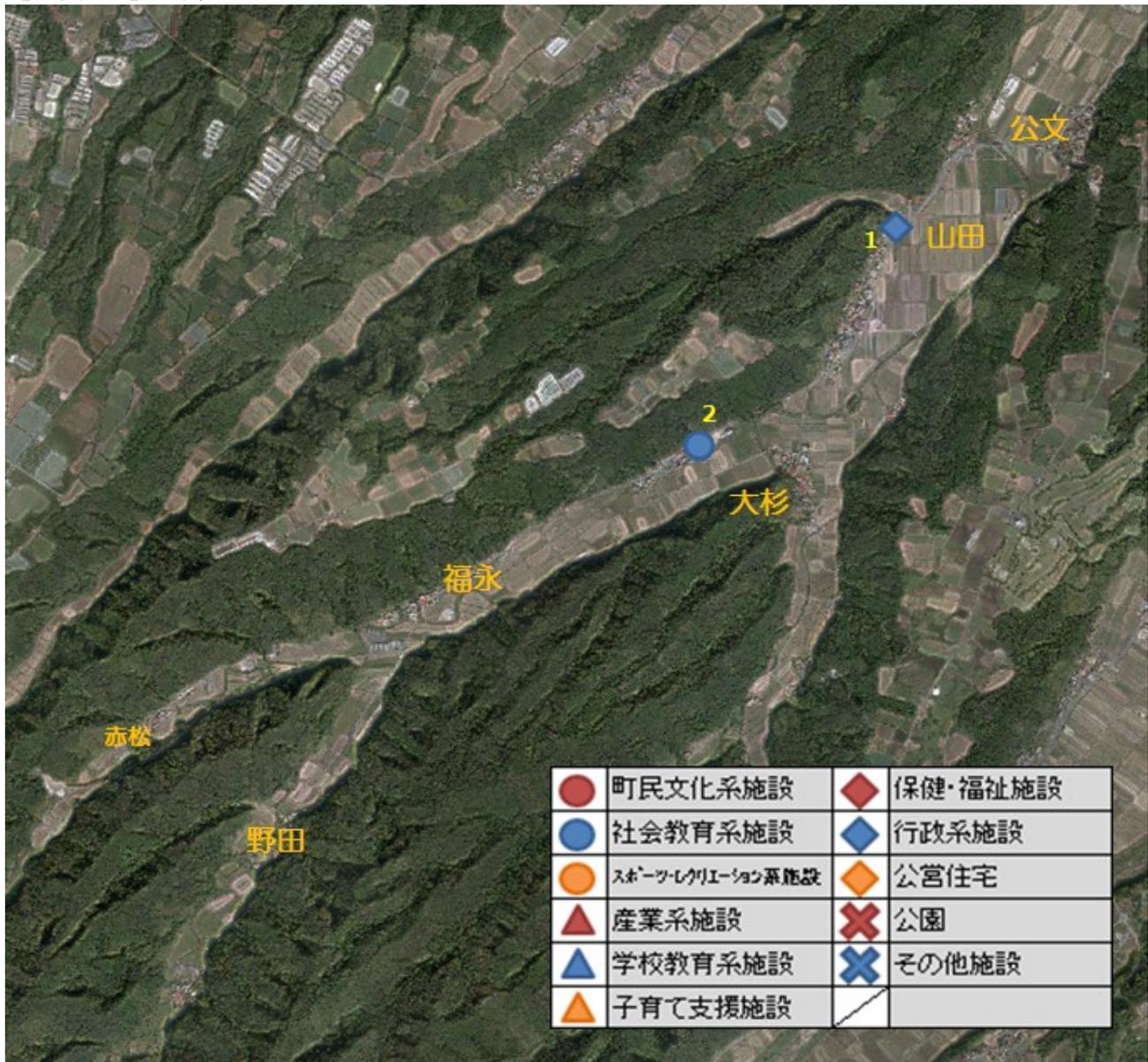
【図表 30】 下郷地区地図



【図表 31】 下郷地区施設データ

No.	施設名称	施設分類 (大分類)	建築年度	延床面積 (㎡)	備考
1	第4分団消防センター (釣)	行政系施設	H2	70.86	消防団利用
2	大法水車小屋	その他施設	S56	15.00	
3	コトウラ暮らしお試し住宅	スポーツ・レクリエーション系施設	S29	223.44	
4	倉坂地区活性化施設	町民文化系施設	H4	82.00	
5	倉坂多目的集会所	町民文化系施設	H3	276.52	
6	こがねこども園	子育て支援施設	H18	1,016.17	
7	聖郷小学校	学校教育系施設	H7	4,245.61	
8	釣多目的研修集会施設 (下郷地区公民館)	社会教育系施設	S62	244.25	
9	カウベルホール	その他施設	S60	2,023.21	
10	聖郷運動広場	スポーツ・レクリエーション系施設	S55	10.02	便所、器具庫
			合計	8,207.08	

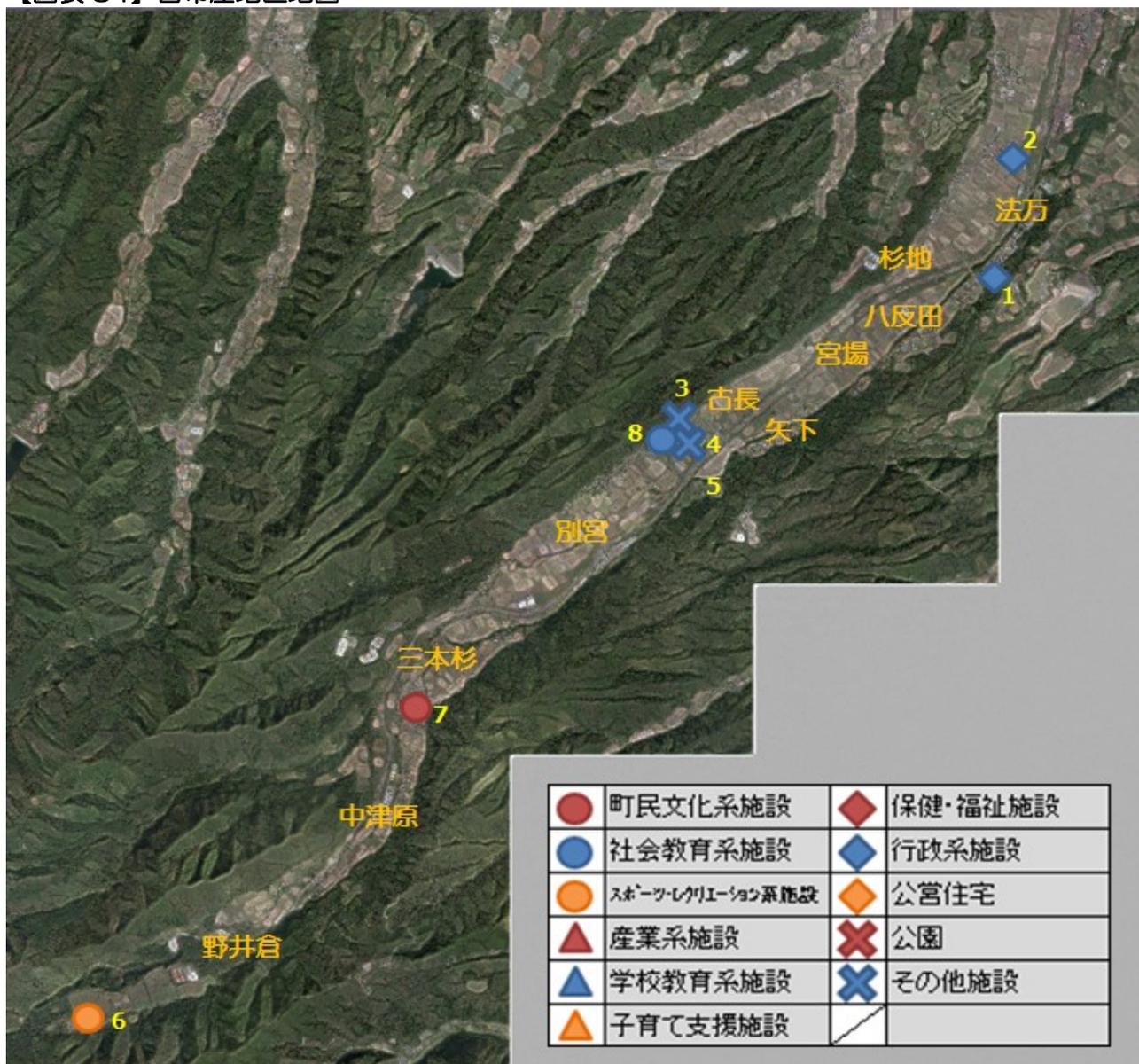
【図表 32】 上郷地区地図



【図表 33】 上郷地区施設データ

No.	施設名称	施設分類（大分類）	建築年度	延床面積（㎡）	備考
1	山田水防倉庫	行政系施設	S33	33.05	
2	上郷地区コミュニティ施設（上郷地区公民館）	社会教育系施設	H4	558.00	
			合計	591.05	

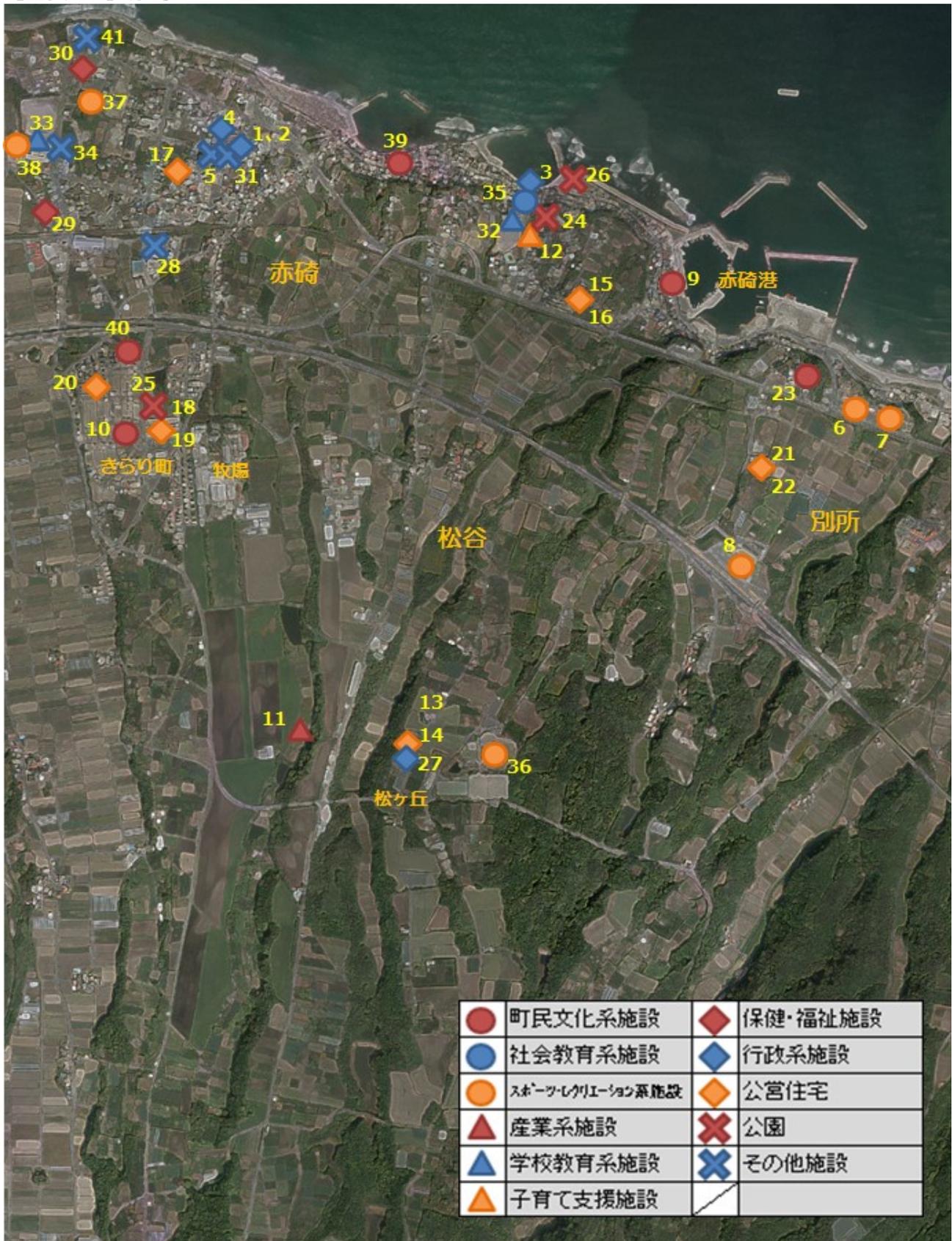
【図表 34】 古布庄地区地図



【図表 35】 古布庄地区施設データ

No.	施設名称	施設分類 (大分類)	建築年度	延床面積 (㎡)	備考
1	第5分団消防センター (古布庄)	行政系施設	H3	69.06	消防団利用
2	法万水防倉庫	行政系施設	S34	33.05	
3	旧古布庄保育園	その他施設	S63	452.85	
4	旧古布庄小学校	その他施設	S59	1,822.35	校舎部分他
5	旧古布庄小学校(体育館)	スポーツ・レクリエーション系施設	S59	705.60	体育館部分
6	一向平キャンプ場	スポーツ・レクリエーション系施設	H9	783.45	
7	三本杉ふるさと分校	町民文化系施設	H5	173.56	
8	古布庄地域構造改善センター (古布庄地区公民館)	社会教育系施設	H3	299.17	
			合計	4,339.09	

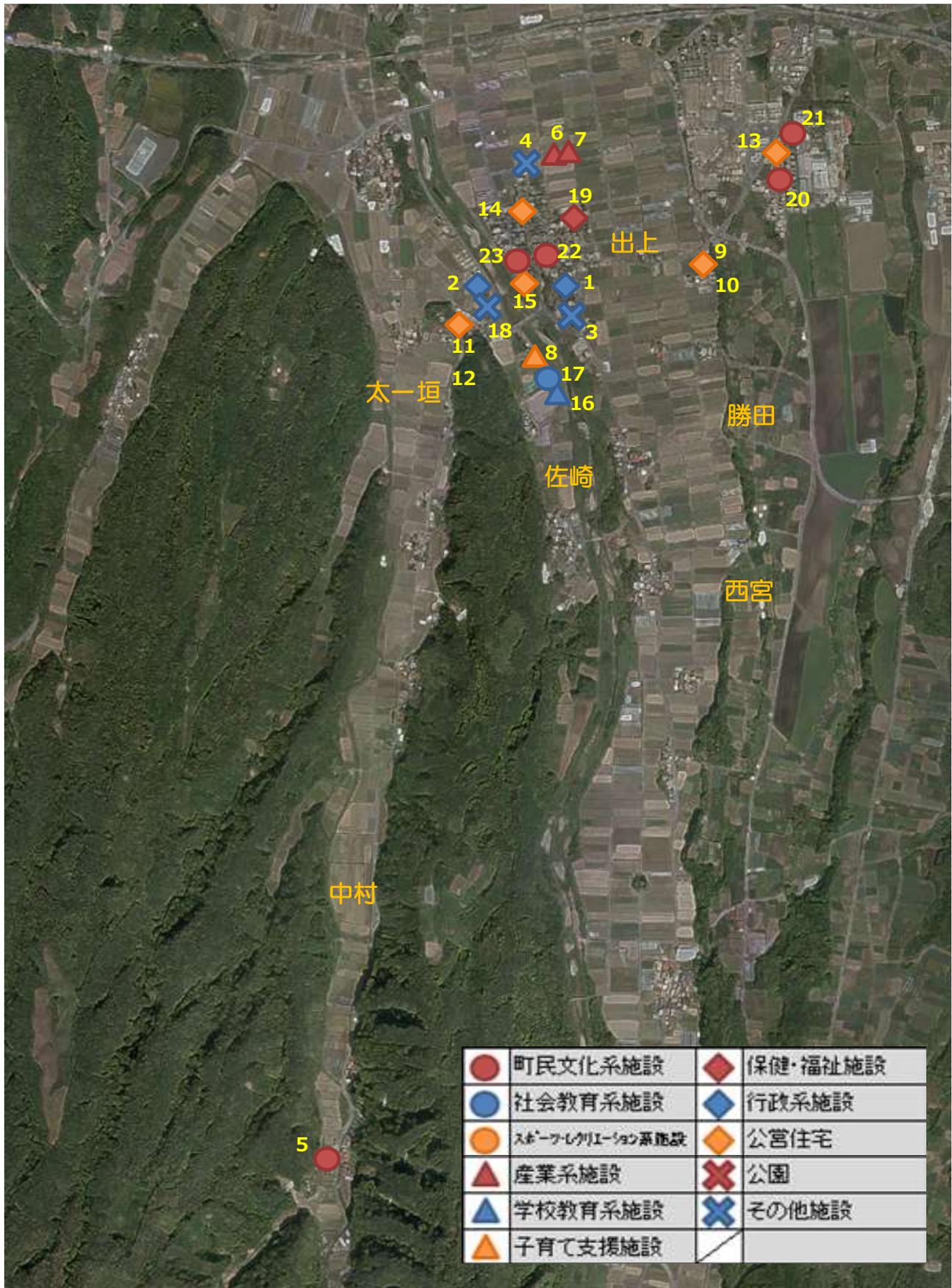
【図表 36】 赤碕地区地図



【図表 37】赤碕地区施設データ

No.	施設名称	施設分類（大分類）	建築年度	延床面積（㎡）	備考
1	赤碕地域コミュニティセンター	行政系施設	H18	2,094.01	庁舎部分
2		町民文化系施設	H18	396.00	多目的ホール部分
		社会教育系施設	H18	376.00	図書館部分
3	第6分団消防センター（塩屋）	行政系施設	H6	50.11	消防団利用
4	第7分団消防センター（花見）	行政系施設	H3	50.63	消防団利用
5	旧商工会赤碕会館	その他施設	S49	351.02	琴浦町社会福祉協議会利用
6	ポート赤碕物産館	スポーツ・レクリエーション系施設	H7	370.00	
7	日韓友好交流公園	スポーツ・レクリエーション系施設	H15	230.25	
8	物産館ことうら	スポーツ・レクリエーション系施設	H23	821.92	
9	漁村センター	町民文化系施設	S53	560.00	
10	赤碕ふれあい交流会館 （ウッドピアあかさき）	町民文化系施設	H15	435.40	
11	松谷農機具格納庫	産業系施設	S56	41.30	
12	ことうらこども園	子育て支援施設	H2	789.40	
13	松ヶ丘団地	公営住宅	S63	1,329.80	20戸
14	松ヶ丘集会所	公営住宅	H21	94.11	
15	南荒神団地	公営住宅	H11	1,320.04	17戸
16	南荒神団地集会所	公営住宅	H25	82.68	
17	駅前団地	公営住宅	H12	476.08	6戸
18	きらり団地	公営住宅	H18	2,521.33	34戸
19	きらり団地集会所	公営住宅	H24	65.83	
20	上野団地	公営住宅	S53	2,398.72	16戸
21	船望台団地	公営住宅	H5	1,536.08	20戸
22	船望台団地集会所	公営住宅	H6	68.00	
23	朝日ヶ丘団地集会所	町民文化系施設	S52	72.56	
24	荒神公園	公園	S47	6.20	
25	きらり公園	公園	H14	40.00	
26	ふるさと海岸公衆トイレ	公園	H13	14.00	便所
27	除雪車車庫（松ヶ丘）	行政系施設	H22	193.00	
28	赤碕駅南公衆トイレ	その他施設	H26	20.28	
29	いきいき健康センター	保健・福祉施設	H14	216.00	
30	在宅介護支援センター	保健・福祉施設	H9	123.12	百寿苑利用
31	老人ふれあい工房	その他施設	H元	74.00	
32	赤碕小学校	学校教育系施設	H4	4,864.55	体育館（H19）、プール（H21）
33	赤碕中学校	学校教育系施設	S51	6,356.93	H17大規模改修 プール（H23）
34	旧赤碕学校給食センター	その他施設	S58	343.50	
35	赤碕地区公民館	社会教育系施設	S62	403.20	
36	赤碕総合運動公園	スポーツ・レクリエーション系施設	H5	835.00	野球場、管理棟（多目的広場、テニスコート）
37	農業者トレーニングセンター	スポーツ・レクリエーション系施設	S58	2,279.95	
38	赤碕武道館	スポーツ・レクリエーション系施設	H12	524.44	
39	桐谷家住宅（無盡庵）	町民文化系施設	M39	252.02	
40	上野集会所	町民文化系施設	S55	108.00	
41	鳴り石の浜公衆トイレ	その他施設	H28	27.30	
			合計	33,212.76	

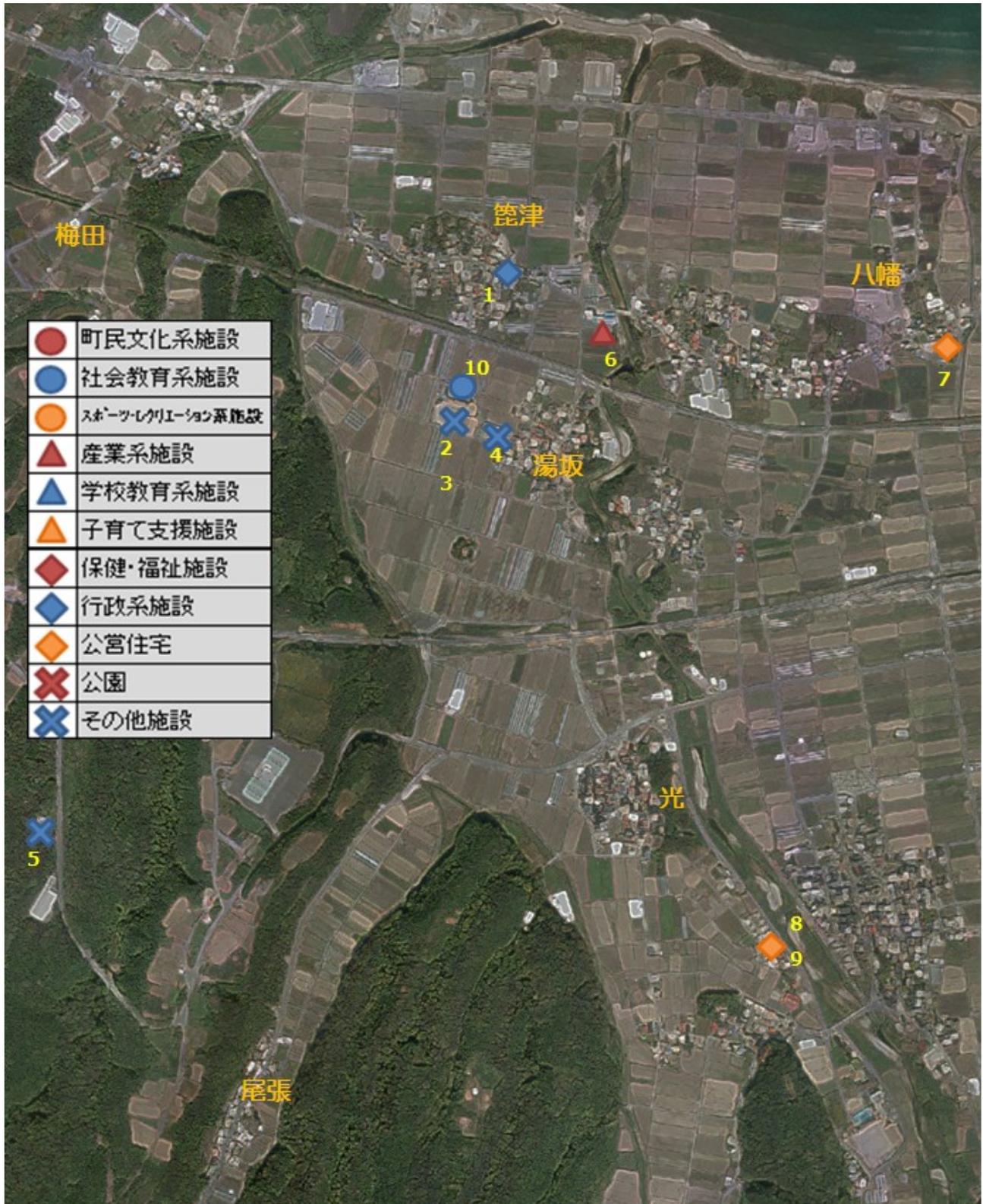
【図表 38】 成美地区地図



【図表 39】成美地区施設データ

No.	施設名称	施設分類（大分類）	建築年度	延床面積（㎡）	備 考
1	第9分団消防センター（出上）	行政系施設	S62	53.28	消防団利用
2	成美防災備蓄倉庫	行政系施設	H4	40.00	
3	旧出上駐在所	その他施設	不詳	77.54	
4	納骨堂	その他施設	S39	38.94	
5	上中村構造改善センター	町民文化系施設	H3	144.00	
6	出上共同出荷所	産業系施設	S51	188.11	
7	出上農機具保管施設	産業系施設	S50	177.43	
8	ふなのえこども園	子育て支援施設	S53	930.25	
9	東山団地	公営住宅	H6	1,628.00	22戸
10	東山団地集会所	公営住宅	S52	52.55	
11	城山団地	公営住宅	H8	1,749.00	22戸
12	城山団地集会所	公営住宅	H8	67.08	
13	桜ヶ丘団地	公営住宅	H9	358.50	5戸
14	出上団地	公営住宅	S56	100.00	2戸
15	成美団地	公営住宅	S60	602.88	12戸
16	船上小学校	学校教育系施設	H5	3,666.99	
17	成美農村環境改善センター（成美地区公民館）	社会教育系施設	S53	1,109.72	
18	赤碕勤労者体育センター	その他施設	S61	851.00	
19	赤碕文化センター	保健・福祉施設	S57	624.74	
20	桜ヶ丘地区会館	町民文化系施設	S54	109.25	
21	東桜ヶ丘地区会館	町民文化系施設	S56	76.23	
22	出上集会所	町民文化系施設	S61	97.34	
23	出上地区会館	町民文化系施設	H12	97.53	
			合計	12,840.36	

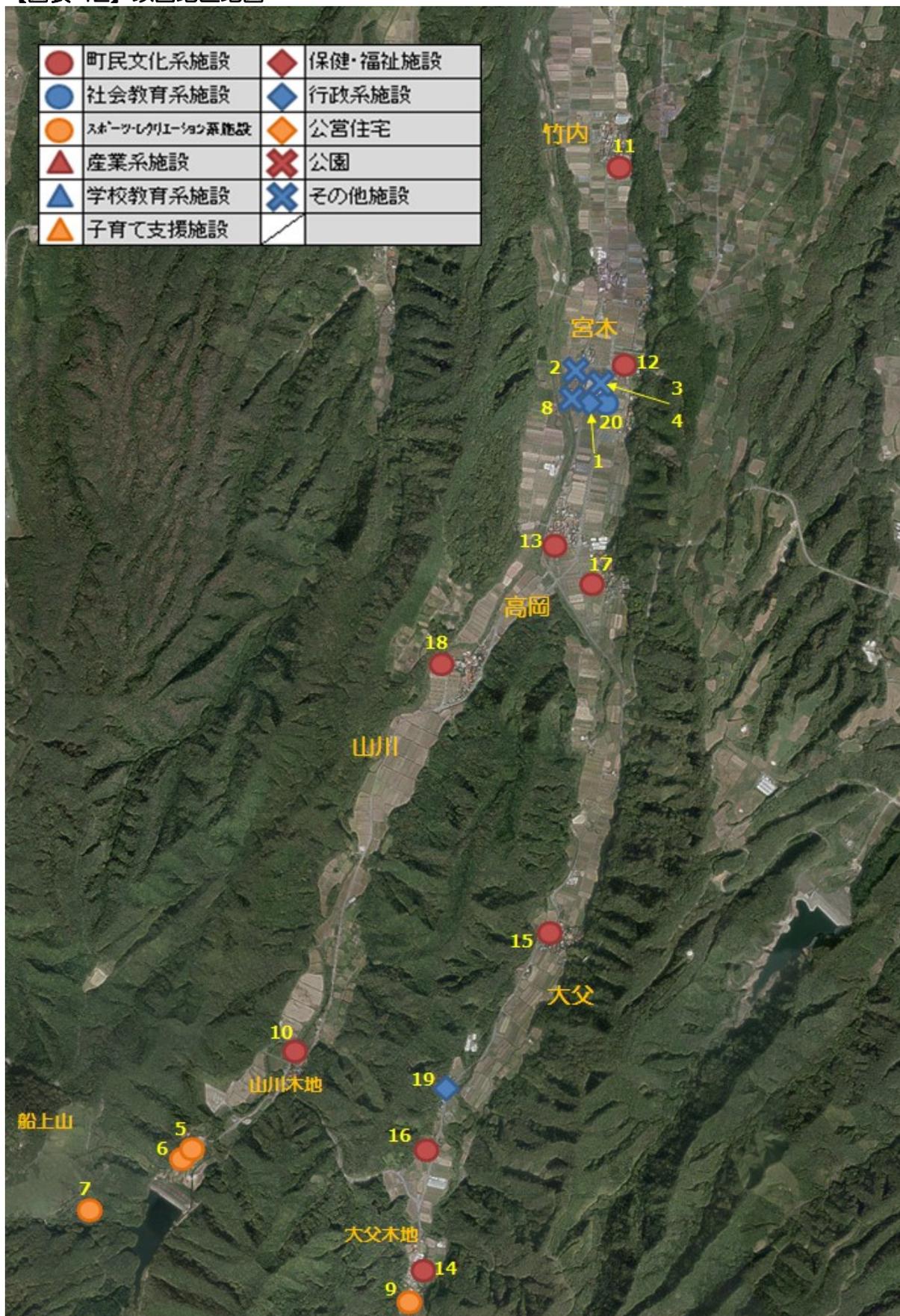
【図表 40】安田地区地図



【図表 41】安田地区施設データ

No.	施設名称	施設分類（大分類）	建築年度	延床面積（㎡）	備 考
1	第8分団消防センター（笹津）	行政系施設	H2	48.00	消防団利用
2	旧安田小学校	その他施設	S63	2,510.63	
3	旧安田小学校(体育館)	スポーツ・レクリエーション系施設	H元	1,023.33	
4	旧安田保育園	その他施設	S56	613.11	
5	琴浦町営斎場	その他施設	H6	247.89	
6	野菜共同出荷所	産業系施設	H4	623.13	
7	八幡第2団地	公営住宅	S53	443.76	8戸
8	みどり団地	公営住宅	S56	588.00	10戸
9	緑団地集会所	公営住宅	S56	54.76	
10	安田農村環境改善センター（安田地区公民館）	社会教育系施設	S56	618.45	
			合計	6,771.06	

【図表 42】 以西地区地図



【図表 43】以西地区施設データ

No.	施設名称	施設分類（大分類）	建築年度	延床面積（㎡）	備考
1	第10分団消防センター（宮木）	行政系施設	H8	44.55	消防団利用
2	旧船上山出張所事務所	その他施設	不詳	211.49	
3	旧以西小学校	その他施設	H10	1,905.00	校舎部分他
4	旧以西小学校(体育館)	スポーツ・レクリエーション系施設	S55	798.00	体育館部分
5	船上山公衆トイレ	スポーツ・レクリエーション系施設	H3	44.00	
6	船上山人材活用加工販売施設	スポーツ・レクリエーション系施設	H3	161.35	
7	間伐材利用船上山休憩所	スポーツ・レクリエーション系施設	H3	32.40	便所、休憩所
8	旧以西保育園	その他施設	H元	584.82	
9	大父木地親水公園	スポーツ・レクリエーション系施設	H8	12.30	便所
10	農村集落多目的共同利用施設	町民文化系施設	S60	114.00	
11	竹内多目的研修集会施設	町民文化系施設	H2	99.00	
12	宮木多目的研修集会施設	町民文化系施設	H2	92.00	
13	大熊多目的研修集会施設	町民文化系施設	H5	137.00	
14	大父木地多目的研修集会施設	町民文化系施設	H6	90.00	
15	大父多目的研修集会施設	町民文化系施設	H5	265.00	
16	平田ヶ平多目的研修集会施設	町民文化系施設	H6	60.00	
17	国実多目的研修施設	町民文化系施設	H7	197.00	
18	山川農業構造改善センター	町民文化系施設	H2	253.00	
19	除雪車車庫（大父）	行政系施設	H3	95.00	
20	基幹集落センター （以西地区公民館）	社会教育系施設	S53	400.00	
			合計	5,595.91	

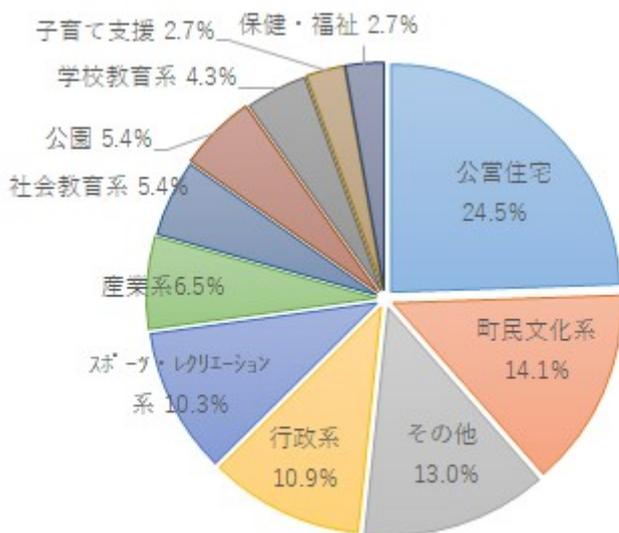
(2) 公共施設の分類別分析

前述の公共施設等の分類に琴浦町の公共施設等を振り分けると、次のとおりとなります（インフラを除く）。施設数では集会施設と公営住宅の多さが目立ちます。延床面積では学校と公営住宅が多く、これらの合計で全体のおよそ半分を占めています。

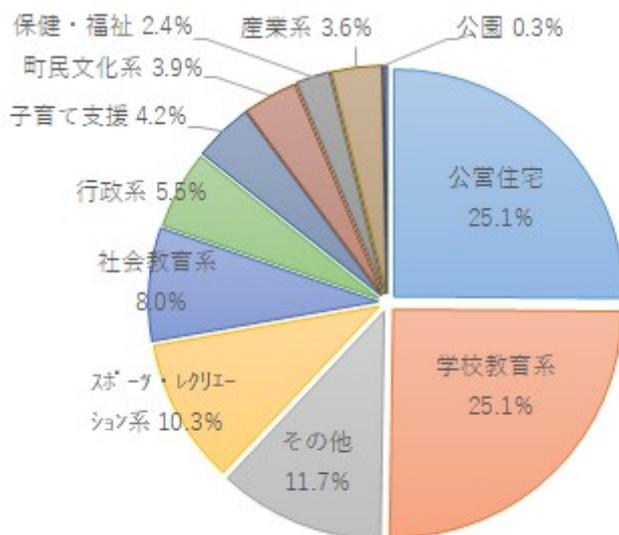
【図表 44】 公共施設の分類別状況（施設数・延床面積）

大分類	中分類	施設数	延床面積 (㎡)
町民文化系施設	集会施設	26	5,491.63
	文化施設	0	0.00
社会教育系施設	図書館	0	1,206.10
	その他社会教育系施設	10	10,190.52
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	9	11,464.77
	レクリエーション施設・観光施設	9	2,679.11
	保養施設	1	495.54
産業系施設	産業系施設	12	5,064.20
学校教育系施設	学校	7	34,951.74
	その他教育施設	1	877.43
子育て支援施設	子育て支援施設	5	5,970.39
保健・福祉施設	高齢福祉施設	3	1,261.22
	保健施設	0	855.00
	その他社会福祉施設	2	1,287.96
行政系施設	庁舎等	2	6,620.09
	消防施設	10	608.55
	その他行政系施設	8	653.09
公営住宅	公営住宅	45	35,833.74
公園	公園	10	415.69
その他施設	その他施設	24	16,699.15
合計		184	142,625.92

【図表 45】 公共施設の分類別施設数割合（大分類）



【図表 46】 公共施設の分類別延床面積割合（大分類）



(3) 公共施設の地区別分析

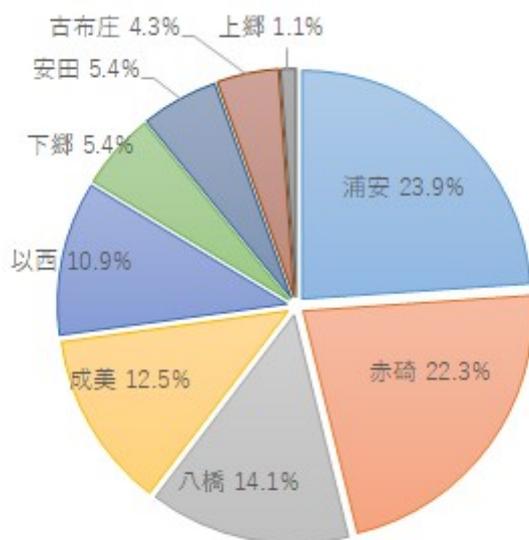
次に、地区別の公共施設の状況を見ていきます。施設数では浦安地区と赤碕地区が、延床面積では八橋地区、浦安地区、赤碕地区が多くなっています。

また、人口一人あたりの数値を比較すると、施設数では以西地区の多さが突出しています。延床面積では八橋地区、赤碕地区、成美地区、以西地区が多くなっています。施設数、延床面積ともに上郷地区の少なさも際立っています。

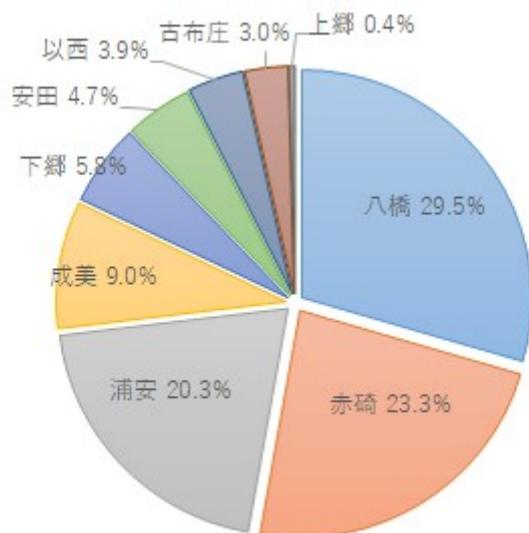
【図表 47】 公共施設の地区別状況（施設数・延床面積等）

地 区	施設数	延床面積 (㎡)	人口(人)	人口一人当たり	
				施設数	延床面積 (㎡)
八橋地区	26	42,087.55	3,779	0.006	11.13
浦安地区	44	28,981.06	3,697	0.011	7.83
下郷地区	10	8,207.08	1,569	0.006	5.23
上郷地区	2	591.05	454	0.004	1.30
古布庄地区	8	4,339.09	748	0.010	5.80
赤碕地区	41	33,212.76	3,445	0.011	9.64
成美地区	23	12,840.36	1,485	0.015	8.64
安田地区	10	6,771.06	1,040	0.009	6.51
以西地区	20	5,595.91	671	0.029	8.33
合 計	184	142,625.92	16,888		

【図表 48】 公共施設の地区別施設数割合



【図表 49】 公共施設の地区別延床面積割合

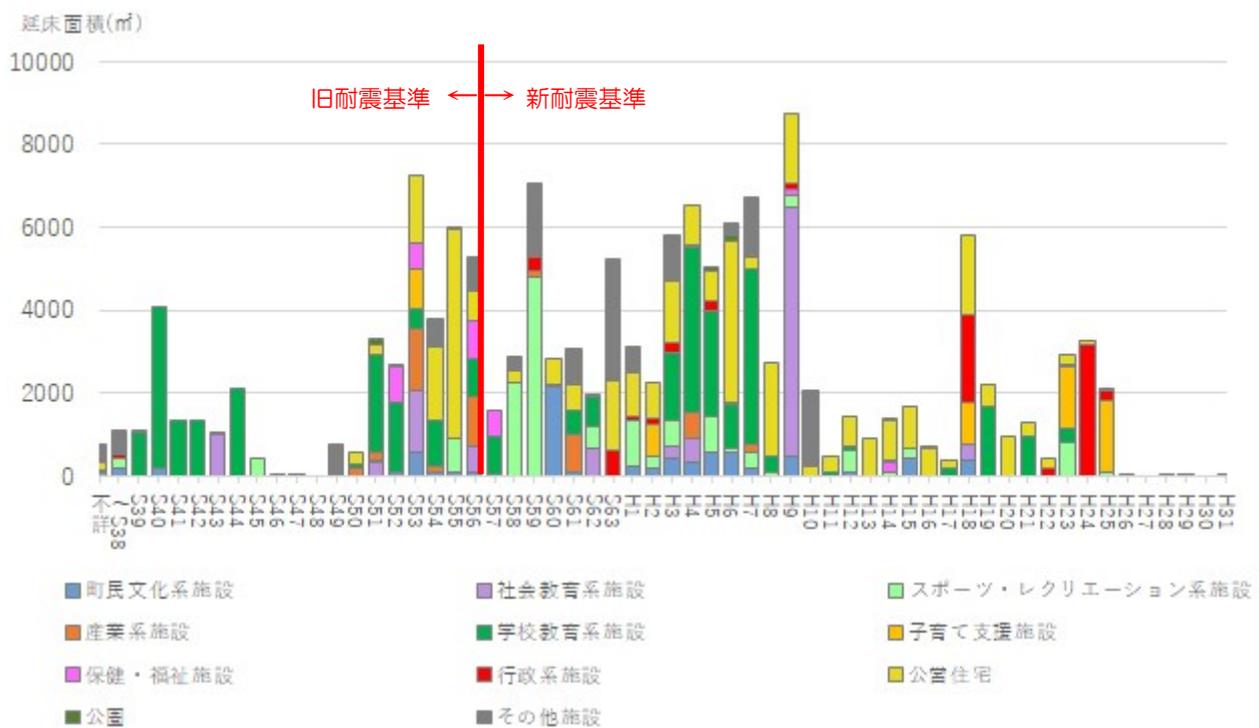


(4) 公共施設の建築年別分析

公共施設の築年数を見てみると、現存する公共施設の多くは昭和50年代初期から平成10年頃までの約20年間に整備されてきたことが分かります。

なお、昭和56年の新耐震基準以前に建設された施設は全体の約30%を占めています（ただし、学校は耐震改修済みです）。

【図表50】公共施設の建築年別分布（延床面積）



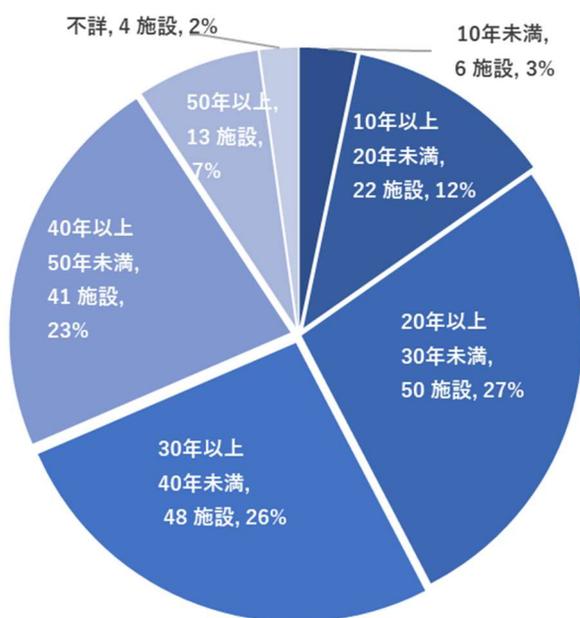
(5) 公共施設の経過年数別分析

建築してからの経過年数を見ると、30年以上経過する施設数は全体の約55%を占めています。一般的に建築後30年経過した建物は大規模改修が必要とされていることから、今後、大規模改修の必要な施設が続々と出現することが予想されます。

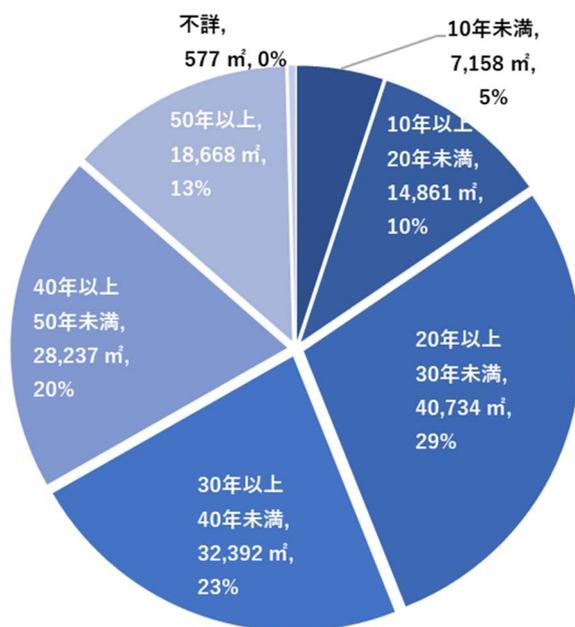
【図表 51】 公共施設の経過年数

経過年数	施設数	延床面積 (㎡)
10年未満	6	7,157.84
10年以上 20年未満	22	14,860.94
20年以上 30年未満	50	40,733.93
30年以上 40年未満	48	32,391.58
40年以上 50年未満	41	28,236.72
50年以上	13	18,668.09
不詳	4	576.82
合計	184	142,625.92

【図表 52】 公共施設の経過年数別施設数



【図表 53】 公共施設の経過年数別延床面積



4 インフラの現状

琴浦町の主なインフラの状況は次のとおりです。

【図表 54】 道路の現状（令和1年度末現在）

等級	路線数（本）	道路実延長（m）
1級町道	28	24,379
2級町道	28	36,520
その他の町道	613	284,649
合計	669	345,548

【図表 55】 橋梁の現状（令和3年3月1日現在）

種別	橋梁数（本）	橋長（m）
PC橋	29	724.8
RC橋	58	366.1
鋼橋	51	2,571.0
その他	28	103.1
合計	166	3,765.0

【図表 56】 上水道の現状

供用開始年月日	昭和38年8月1日
計画給水人口	16,401 人
現在給水人口	15,425 人
導水管延長	1.08 km
送水管延長	5.16 km
配水管延長	159.84 km
浄水場施設数	0 箇所
配水池施設数	18 箇所

【図表 57】 下水道の現状

種 別		公 共 下 水 道 事 業	特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道 事 業	農 業 集 落 排 水 事 業	
供用開始年月		平成15年4月	平成14年4月	平成5年12月	
普 及 状 況	全体計画人口	6,900 人	5,700 人	4,960 人	
	現在排水区域内人口	6,757 人	5,651 人	3,501 人	
	現在処理区域内人口	6,757 人	5,651 人	3,501 人	
	現在水洗便所設置済人口	5,491 人	4,378 人	3,154 人	
	全体計画面積	447 ha	300 ha	745 ha	
	現在排水区域面積	305 ha	242 ha	699 ha	
	現在処理区域面積	305 ha	242 ha	699 ha	
管 渠	下水管布設延長	63 km	63 km	62 km	
	種 別	污水管	63 km	63 km	62 km
		雨水管	0 km	0 km	0 km
		合流管	0 km	0 km	0 km

5 公共施設マネジメントに関する取組み状況

(1) 公共施設の保有量の推移

本計画を策定した平成27年度末から令和2年度末の5年間で建物系公共施設の延床面積は1273.9㎡減少しました。以下は、地方公会計の導入に伴い、平成28年度から作成している固定資産台帳（固定資産-有形固定資産-事業用資産-建物）に基づき作成しています。

【図表58】建物系公共施設の数と延床面積の推移

年度	施設数	延床面積(㎡)	増減(㎡)	備考
H27	189	143,899.82		参考:総合管理計画の補正值※1
H28	189	143,879.12	-20.7	新設 鳴り石の浜公衆トイレ 27.30 除却 茶園原休憩所 -48.00
H29	186	143,601.05	-278.07	増築 赤碕中学校給食配膳室 51.68 統合 民俗資料館 -173.05 譲渡 赤碕高齢者憩いの家 -144.00 除却 大山滝避難小屋 -12.70
H30	185	143,472.13	-128.92	譲渡 劬公民館 -128.92
R1	185	143,488.17	16.04	増築 東伯総合公園 どんぐり広場駐車場トイレ 16.04
R2	184	142,625.92	-862.25	解体 東伯勤労者体育センター -862.25
		合計	-1273.9	

※1 総合管理計画策定時は、延床面積不詳の建物が一部あり、把握可能な延床面積が142,764.79㎡でした。その後、H28年度の固定資産台帳の整備に合わせ、延床面積を修正しましたので、それに合わせ上記のH27年度の数値を補正しています。なお、施設数に変更はありません。

(2) 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、町が保有する公共施設等が耐用年数に対して資産取得からどの程度経過しているかを表す指標で、資産の老朽化度合を示します。数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、資産の老朽化が進んでいると判断されます。

琴浦町の数値は、普通会計及び水道事業会計ともに類似団体の平均値と比べると若干下回っていますが、上昇傾向にあります。

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \text{減価償却累計額} / \text{取得価額}$$

【図表 59】 普通会計の有形固定資産減価償却率の推移

普通会計の有形固定資産減価償却率の推移

単位：％

資産項目	H28	H29	H30	R1
琴浦町全体	56.6	55.9	57.4	58.7
類似団体平均値	57.3	59.2	59.3	60.5
(琴浦町内訳)				
地区公民館	80.5	82.3	84.0	85.4
福祉施設	80.3	80.4	81.9	84.1
体育館	73.6	68.0	70.1	72.0
橋梁	71.0	71.0	72.4	73.6
学校	68.2	69.5	71.3	66.4
公営住宅	65.1	68.0	70.4	72.9
道路	43.4	44.4	45.2	46.6
こども園	30.6	33.1	37.0	41.0
庁舎	16.5	20.3	22.4	24.4

【図表 60】 水道事業会計の有形固定資産減価償却率の推移

単位：％

資産項目	H28	H29	H30	R1
琴浦町水道事業	40.7	42.0	43.4	45.1
類似団体平均値	48.5	48.1	48.9	49.9

(3) 過去に行った対策の実績

本計画を策定した平成28年度から令和2年度の5年間に取り組んだ公共施設の配置適正化等にかかる主な対策は以下のとおりです。

【図表61】対策の事例

区分	年度	施設	備考
譲渡	H29	赤碕高齢者憩いの家	地元へ譲渡
	H30	鋤公民館	地元へ譲渡
解体	H29	民俗資料館(八橋土俵会館)	集約化及び老朽化による解体
	R2	東伯勤労者体育センター	老朽化による解体

第4章

公共施設等の維持・更新費用の推計

1 第4章の目的

この章では、公共施設等の維持・更新にかかる費用を試算し、今後の見通しを立てていきます。

2 試算の考え方

公共施設等の更新費用の試算は、総務省が推奨する「公共施設等更新費用試算ソフト ver2.10」（一般財団法人地域総合整備財団）に準拠して行います。

3 公共施設の維持・更新費用の試算

（1）試算の条件等について

公共施設の試算をするに当たり、次のとおり条件設定しました。

【図表 62】公共施設の試算の条件等

更新費用の推計額	一般財源の負担見込み額を把握することが困難なため、事業費ベースで計算します。
更新費用の計算方法	耐用年数経過後に現在と同じ延床面積等で更新すると仮定し、次の計算式で更新費用を計算します。 更新費用＝延床面積×更新単価
更新単価の設定	公共施設等更新費用試算ソフトの単価を用います。なお、建て替えに伴う解体、仮移転費用、設計料等の経費も含むものとします。
更新の周期	建て替え、大規模改修の周期は別表のとおりとします (参考：日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」)。
更新にかかる期間	建て替えや大規模改修は、事業が複数年度に渡ることを考慮し、単年度に負担が集中しないよう、更新にかかる期間を次のとおりとします。 建て替え…3年 大規模(長寿命化)改修…2年
経過年数が31年以上50年未満の施設の取扱い	試算時点で大規模改修が必要な時期に達している施設は、試算初年度に更新費用が集中しないよう今後10年間で均等に大規模改修を行うものとします。
経過年数が50年以上60年未満の施設の取扱い	建て替えの時期が近いので、大規模改修は行わず60年経過後に建替えることとします。
耐用年数が経過している施設の取扱い	試算時点で耐用年数が経過している施設は、試算初年度に更新費用が集中しないよう今後10年間で均等に建て替えを行うものとします。
維持管理・修繕費の設定	過去5年間の地方財政状況調査を参照し、その平均値(0.48億円/年)とします。

【図表 63】 公共施設の更新単価

単位：円/㎡

施設分類	大規模改修 長寿命化改修	建て替え
町民文化系施設	250,000	400,000
社会教育系施設	250,000	400,000
スポーツ・レクリエーション系施設	200,000	360,000
産業系施設	250,000	400,000
学校教育系施設	170,000	330,000
子育て支援施設	170,000	330,000
保健・福祉施設	200,000	360,000
行政系施設	250,000	400,000
公営住宅	170,000	280,000
公園	170,000	330,000
その他施設	200,000	360,000

【図表 64】 更新の周期

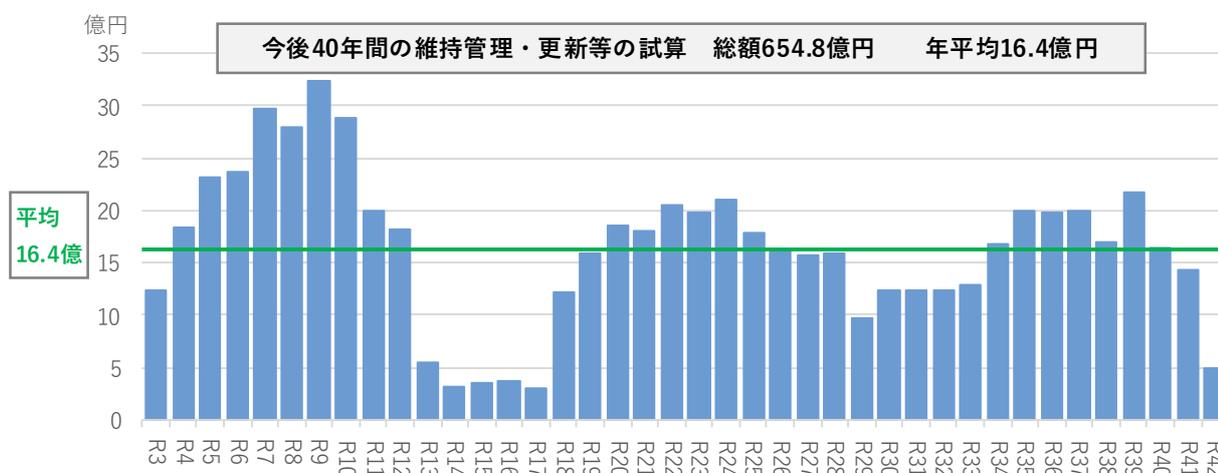
耐用年数経過時に単純更新する場合 (長寿命化対策を実施しない)	長寿命化対策を実施する場合
耐用年数：60年 30年経過：大規模改修 60年経過：建て替え	目標使用年数：80年 30年経過：大規模改修 60年経過：長寿命化改修 ※1 80年経過：建て替え ※1：木造等は60年経過時に建て替え

長寿命化の考え方については、第5章4節7項の長寿命化の実施方針をご参照ください。

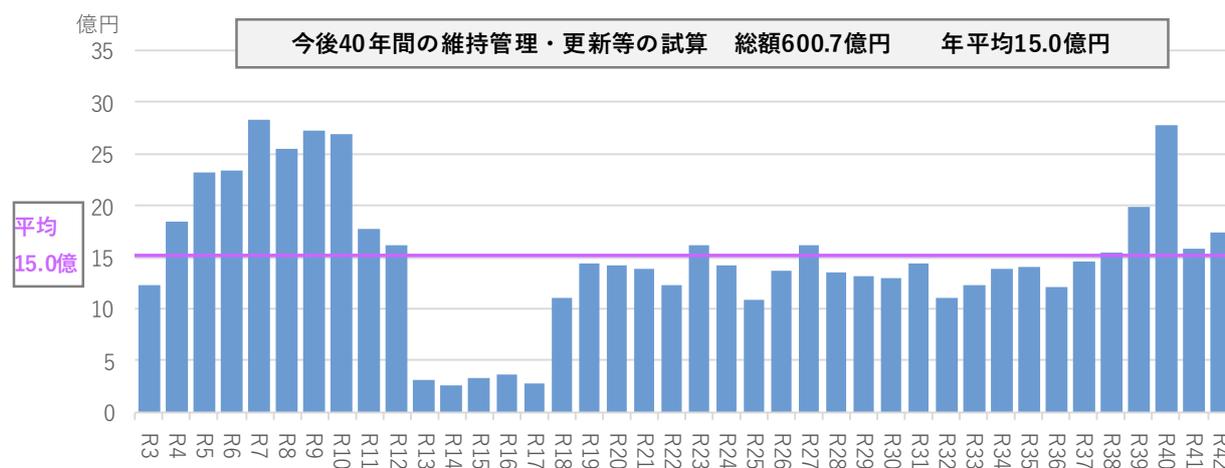
(2) 試算結果

今後40年間、現状の施設を全て維持し耐用年数経過時に単純更新する場合の維持・更新費用は、654.8億円（年平均16.4億円）ですが、長寿命化対策を実施すると600.7億円（年平均15.0億円）となり、54.1億円（年平均1.4億円）の縮減効果が見込めます。

【図表 65】 公共施設の維持・更新費用（耐用年数経過時に単純更新する場合）



【図表 66】 公共施設の維持・更新費用（長寿命化対策を実施する場合）

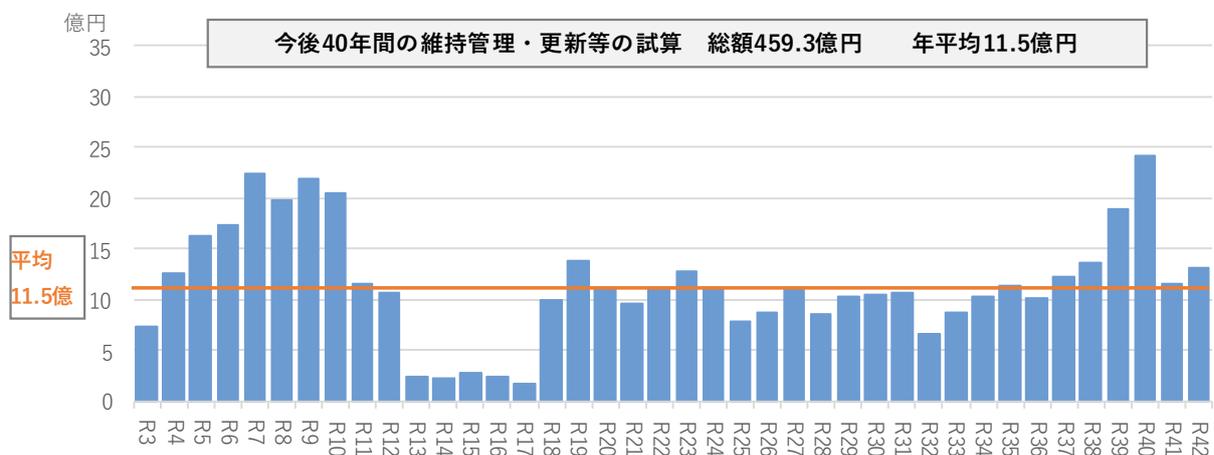


琴浦町公共施設個別施設計画及び琴浦町公共施設配置計画において、利用者が限定される（地元集落等）施設、更新の必要性が低い公共施設等は、今後の方向性を「譲渡・売却・廃止」又は「非更新」としています。これらの施設を更新の試算対象から外し、残りの施設は長寿命化対策を実施する場合の試算結果は次のとおりです。

今後40年間で459.3億円（年平均11.5億円）と、何も対策を実施しない場合に比べ費用が約30%削減できる見込みです。ただし、いくら更新の必要性が低いと言っても機械的に削減するのではなく地元や利用者への説明は丁寧に行う必要があります。

【図表 67】 公共施設の維持・更新費用

（一部施設を更新対象から外し、残りの施設について長寿命化対策を実施する場合）



4 インフラの維持・更新費用の試算

(1) 試算の条件等について

インフラ施設の試算をするに当たり、次のとおり条件設定しました。

【図表 68】 インフラの試算の条件等

道路の 更新費用の計算方法	更新費用＝面積×更新単価（4,700円/㎡）で計算します。 道路は路線毎ではなく区間毎に整備して行く性質上、年度別に把握することが難しいため、現在の総面積を耐用年数で割ったものを1年間の更新量とします（道路の耐用年数は今回の試算では15年とします）。
橋梁の 更新費用の計算方法	琴浦町道路橋梁長寿命化修繕計画に基づき計算します。全体の事業量と長寿命化対策による効果額を把握するため、同計画において試算した今後50年間に必要な対策費を平準化したものを1年間の更新量とします。
上水道の 更新費用の計算方法	琴浦町水道事業ビジョン（経営戦略）に基づき計算します。全体の事業量と長寿命化対策による効果額を把握するため、同計画において試算した今後100年間に必要な対策費を平準化したものを1年間の更新量とします。
下水道の 更新費用の計算方法	琴浦町公共下水道ストックマネジメント計画に基づき計算します。全体の事業量と長寿命化対策による効果額を把握するため、同計画において試算した今後100年間に必要な処理施設に関する対策費を平準化したものを1年間の更新量とします。
維持管理・修繕費の設定	過去5年間の地方財政状況調査又は地方公営企業決算状況調査を参照し、その平均値（道路・橋梁：0.36億円/年、上下水道：0.37億円/年）とします。

(2) 道路・橋梁の試算結果

今後40年間、現状の施設を全て維持し、耐用年数経過時に単純更新する場合の維持・更新費用は、412.0億円（年平均10.3億円）ですが、長寿命化対策を実施すると394.8億円（年平均9.9億円）となり、17.2億円（年平均0.4億円）の縮減効果が見込めます。

(3) 上下水道の試算結果

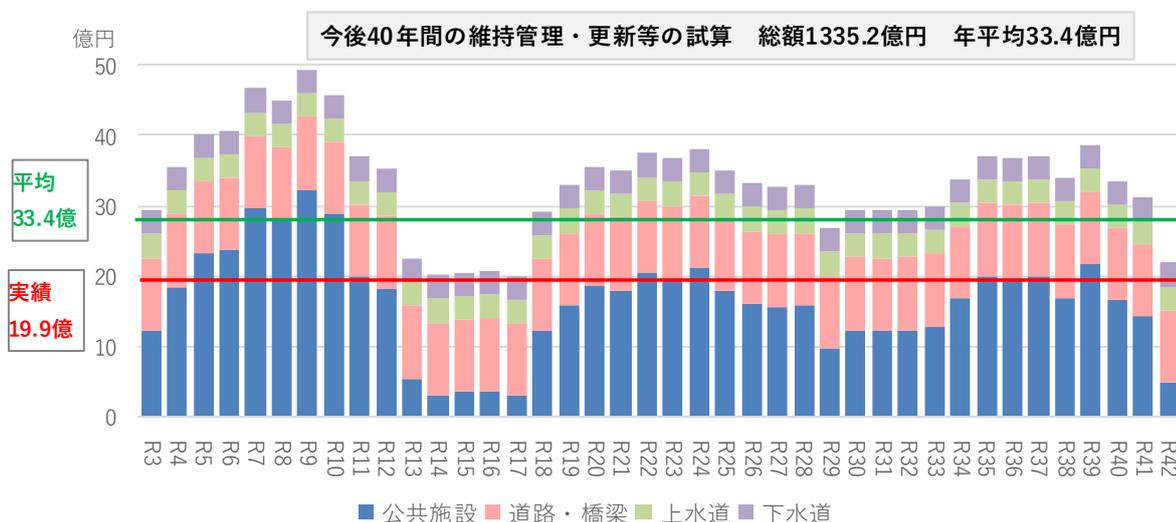
今後40年間、現状の施設を全て維持し、耐用年数経過時に単純更新する場合の維持・更新費用は、268.4億円（年平均6.7億円）ですが、長寿命化対策を実施すると169.2億円（年平均4.2億円）となり、99.2億円（年平均2.5億円）の縮減効果が見込めます。

5 公共施設等全体

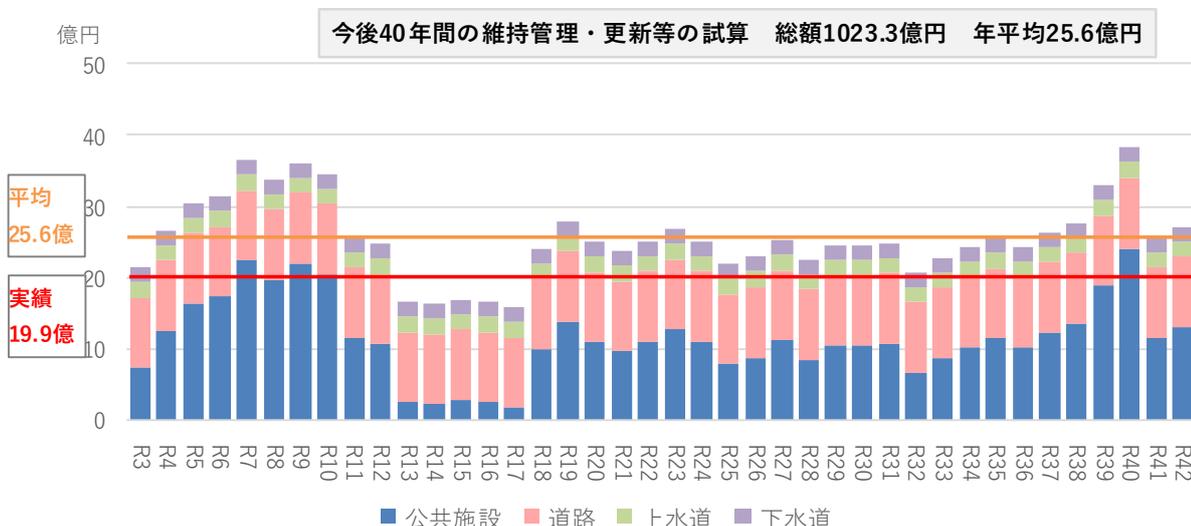
全ての公共施設及びインフラ施設を現状の規模のまま今後40年間維持し、耐用年数経過時に単純更新する場合の維持・更新費用は、総額1335.2億円（年平均33.4億円）ですが、更新する施設総量を減らし、かつ長寿命化対策を実施すると総額1023.3億円（年平均25.6億円）となり、311.9億円（年平均7.8億円）の縮減効果が見込めます。

過去5年間の投資的経費と維持補修費等の平均値は19.9億円であり、赤色の線で表記しています。

【図表 69】 公共施設等全体の維持・更新費用（現状規模のまま耐用年数経過時に単純更新した場合）



【図表 70】 公共施設等全体の維持・更新費用（更新施設の減+長寿命化対策を実施した場合）



【図表 71】 今後 40 年間の長寿命化対策等の効果額

【令和3年度から令和42年度】

(百万円)

会計区分	施設区分	長寿命化対策等の見込み				(5) 耐用年数経過 時に単純更新 した場合	(4)-(5) 長寿命化対策 等の効果額	現在要してい る年間経費
		(1) 維持管 理・修繕	(2) 改修	(3) 更新等	(4) 1+2+3 合計			
普通会計	(a) 建築物	1,682	32,656	11,596	45,934	65,480	-19,546	680
	(b) インフラ施設	1,440	4,520	33,520	39,480	41,200	-1,720	434
	(a+b) 計	3,122	37,176	45,116	85,414	106,680	-21,266	1,114
公営事業会計	(c) インフラ施設	1,480	0	15,440	16,920	26,840	-9,920	879
	(c) 計	1,480	0	15,440	16,920	26,840	-9,920	879
(a)建築物計		1,682	32,656	11,596	45,934	65,480	-19,546	680
(b+c)インフラ施設計		2,920	4,520	48,960	56,400	68,040	-11,640	1,313
(a+b+c)合計		4,602	37,176	60,556	102,334	133,520	-31,186	1,993

【図表 72】 今後 10 年間の長寿命化対策等の効果額と財源見込み

【令和3年度から令和12年度】

(百万円)

会計区分	施設区分	長寿命化対策等の見込み				財源見込み	(5) 耐用年数経過 時に単純更新 した場合	(4)-(5) 長寿命化対策 等の効果額	現在要してい る年間経費
		(1) 維持管 理・修繕	(2) 改修	(3) 更新等	(4) 1+2+3 合計				
普通会計	(a) 建築物	439	12,685	14	13,138	町債、国庫支出 金、一般財源、 基金等	19,259	-6,121	680
	(b) インフラ施設	360	1,130	8,380	9,870		10,300	-430	434
	(a+b) 計	799	13,815	8,394	23,008		29,559	-6,551	1,114
公営事業会計	(c) インフラ施設	370	0	3,860	4,230	企業債、国庫支 出金、収益等	6,710	-2,480	879
	(c) 計	370	0	3,860	4,230		6,710	-2,480	879
(a) 建築物計		439	12,685	14	13,138		19,259	-6,121	680
(b+c) インフラ施設計		730	1,130	12,240	14,100		17,010	-2,910	1,313
(a+b+c) 合計		1,169	13,815	12,254	27,238		36,269	-9,031	1,993

現在要している年間経費は、過去 5 年間 (H28~R2) の投資的経費+維持補修費の平均値

普通会計：地方財政状況調査の公共施設等に関する投資的経費及び維持補修費を参照し作成

建築物に関する投資的経費は、公共施設等の全体から道路橋梁を除いた額を計上

公営事業会計：地方公営企業決算状況調査の建設改良費等を参照し作成

第5章

公共施設等の今後のあり方に関する 基本方針等

1 第5章の目的

この章では、第4章の試算結果を踏まえた今後の公共施設等のあり方に関する全体目標と、それを達成するための基本方針等を記していきます。

2 今後の課題と全体目標

(1) 課題

ア 公共施設等の老朽化と更新時期の集中

公共施設は建築後30年を経過した施設が半数を超過しており、今後一斉に大規模改修や更新の時期を迎えます。公共施設及びインフラ施設ともに定期的な点検・診断を行い、その結果に基づき予防保全型の管理を推進し、施設の安全性を確保するとともに更新時期の平準化を図ることで、施設の老朽化に対応していく必要があります。

イ 人口の減少及び構造の変化

人口の減少及び構造の変化に伴い公共施設等に対するニーズの変化や利用者数の減少などが見込まれるため、これらを踏まえた公共施設サービスの実施が求められます。

ウ 公共施設等の維持・更新費用

第4章で試算した結果、全ての公共施設及びインフラを現状の規模のまま今後40年間維持し、耐用年数経過時に単純更新する場合の維持・更新費用は、総額1335.2億円（年平均33.4億円）かかる見込みとなりました。

琴浦町の過去5年間の投資的経費及び維持補修費等の平均値が19.9億円であることから、金額にし13.5億円、割合で約40%縮減させる必要があることとなります。

(2) 全体目標

公共施設、インフラそれぞれ次のとおり全体目標を設定し、維持・更新費用の縮減を進めていくこととします。

ア 公共施設の全体目標

試算結果より、今後40年間に総延床面積ベースで40%程度の縮減をすることが必要だと考えます。ただし、本計画期間(H28~R17)は多くの施設が建て替えではなく大規模改修を迎える時期のため、将来の建て替え時期に備えて継続・重点化する施設を慎重に選別する期間と捉え、不要な施設の処分(解体・売却等)を中心に検討します。

当初計画において更新の必要性が低いとした施設の延床面積の合計が約2.2万㎡(約15%)であることから、当面はこの数値を目標に公共施設配置計画及び公共施設個別施設計画に基づき、不要な施設の処分と施設の複合化等を進め、将来の人口規模に見合った適正な総量及び配置を目指していきます。

また、維持していく施設は、適切な点検・維持管理のもと予防保全を行い、施設の安全性の確保、長寿命化及びトータルコストの縮減を図るとともに、施設機能を向上させることで施設総量は縮減しても町民サービスの更なる充実が図れるよう努めます。

イ インフラの全体目標

計画的な修繕及び予防保全を行い、施設の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を図るとともに、安心・安全で快適な町民サービスの更なる充実が図れるよう努めます。また、人口減少に伴い規模が過大となっている施設があれば、縮小を検討しコストの縮減を推進します。

3 推進体制

従来、公共施設等の管理は主に施設の所管課毎に行われていたことから、公共施設等に関する情報共有が不十分だった面がありました。

今後は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進を図るため、専門部署が公共施設等の情報を一元的に把握・管理し、本計画の進捗をフォローアップするとともに、全庁的な推進体制の構築を図ることで公共施設等の適正管理を推進します。また、本計画を推進していくため、公共施設マネジメントに関する研修会の開催・参加等により職員の意識及び能力向上に努めます。

(1) 情報共有による全庁的な取組み

公共施設等に関する基礎的な情報及び点検・診断や維持管理・更新の情報を全職員で共有することで、公共施設等の計画的な管理の必要性を理解し、職員一丸となって行政サービスの質の向上と効率化の両立を目指します。なお、共有する情報の収集・管理方法についても組織内でルール化しておくことが重要となります。

(2) 議会や住民との情報共有・合意形成

公共施設等の削減を進めていくためには、住民の理解と合意形成が大変重要となります。総論では公共施設等の削減に賛成していても、実際に自分の利用している施設の統廃合の話になると難色を示される場合も多く、十分に時間をかけて話し合うことで合意形成を図ります。

そのためには、個別の事業の実施（計画）段階において説明するだけでなく、日頃から議会や住民への情報提供等を行い、行政と住民との相互理解を高めていくことも必要です。

(3) PPP/PFI の活用について

公共施設等の更新には民間の技術・ノウハウや資金等が有効となる場合があるため、PPP/PFI 手法の導入について検討します。本町では PPP（官民連携）の一つの手法として、公共施設を民間が管理運営する指定管理者制度を導入しています。

(4) PDCA サイクルの推進方針

本計画及び個別施設計画は、PDCA（計画・実行・評価・改善）のマネジメントサイクルに則り、適切な進行管理及びフォローアップ等を行うことによって、継続性と実効性を確保し、推進していきます。本計画の見直しは3年毎に実施します。

(5) 地方公会計（固定資産台帳）の活用の考え方

固定資産台帳は、公共施設マネジメントの推進に必要不可欠なため、適正に管理するとともに、有形固定資産減価償却率などの指標を公共施設等の適正管理へ活用していきます。

4 公共施設の維持管理・長寿命化等に関する基本方針

(1) 点検・保守・整備の実施方針

建物は様々な部品や部材、設備機器から成り立っていますが、それらは使い方や環境、時間の経過により次第に劣化していき本来の機能を失っていきます。劣化を最小限に抑え、修繕や改修工事を未然に防ぐため、こまめな点検・保守・整備を実施していきます。

点検・保守・整備は職員が自ら実施する日常的なものや、専門業者に委託して行う定期的なもの、臨時的なもの等があります。委託契約している場合は、契約どおりに実施されているか委託先から確実な報告を受けることも重要です。

なお、点検・保守・整備については、その履歴を集積・蓄積させていき、後々の改修工事等の資料として活用を図ることになります。このことから、専門部署が点検・保守・整備の結果を一元的に把握・管理し、点検・保守・整備の範囲・周期を明確にしておくことが理想といえます。

(2) 診断の実施方針

施設の安全性、機能性、環境性等について定期的な診断を行うことで、施設の経年的な状況把握を行います。診断によって得られた情報は集積・蓄積し、点検・保守・整備の履歴とともに改修工事等に活用します。

琴浦町では、5年毎に職員が施設担当者へ聞き取り等を全施設実施する簡易な診断を行うとともに、今後も更新し維持する施設は、専門業者へ調査委託し、劣化状況の把握・診断を行うこととします。

(3) 維持管理・修繕の実施方針

建物の利用には、設備機器の運転や清掃、廃棄物の処理、警備等、様々な維持管理業務及び修繕が伴います。点検・診断等の結果をふまえ、適切な予防保全及び計画的な修繕を行うことでトータルコストの縮減と支出の平準化を目指します。また、突発的な不具合に対する修繕体制を整えておくことも重要です。

(4) 改修・更新の実施方針

施設の改修・更新は不具合が起きてから対応する事後保全から、あらかじめ策定しておいた計画に沿って進めていく予防保全への転換を推進します。

施設を更新するときは、施設の耐久性や規模、性能面等、あらゆる角度から分析し、なぜ更新が必要なのか問題点を明確にすることで、更新費用の無駄を省きます。また、公共施設の更新費用の縮減や施設活用の効率化を進めるため、施設の更新は原則として単独更新は行わず、統廃合や複合化・集約化により実施することとします。

なお、建設から長い時間を経た建物は、物質的な経年劣化だけでなく、法改正により不適格となっていることもあるため、適法性の管理も必要です。

(5) 安全確保の実施方針

施設内で事故・事件・災害が発生したときに、損害を最小限に抑え迅速に復旧するための体制作りは施設管理において大変重要です。

このため、各施設の基礎情報（建築年度、構造、耐震性、改修履歴等）を収集・整理し、施設管理者からの聞き取り内容等も交え、必要に応じて安全確保のための改修を実施することとします。また、危険が認められた施設は、総合的な判断により廃止を検討する場合があります。

(6) 耐震化の実施方針

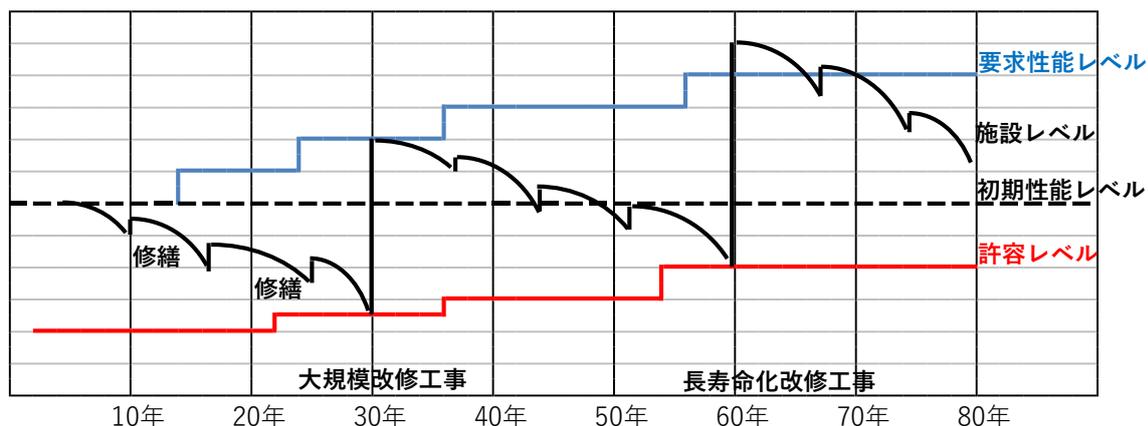
琴浦町では、既に一部の施設について耐震診断、耐震化を実施しています。今後も引き続き主要施設を中心に耐震診断、耐震化を進めていきます。

(7) 長寿命化の実施方針

公共施設の更新費用の縮減には、現存する施設を可能な限り長く活用すること（長寿命化）が重要です。また、更新時期をただ先延ばしするのではなく、十分な行政サービスを提供できるように施設の機能の水準を維持することも求められます。

下の図は経過年数と施設の性能の関係を示したものです。

【図表 73】 経過年数と施設の性能の関係（長寿命化を実施した場合）



建設から30年くらいまでは点検・保守を定期的に行い、必要に応じて小規模な修繕・改修工事を行うことで施設の性能を初期性能または許容可能レベル以上に保つことが可能です。

しかし、建設から30年以上経過すると経年劣化に加え、技術の進歩による要求性能レベルの上昇もあり、いよいよ大規模改修が必要となってきます。

本計画では建築から30～40年を目途に大規模改修を実施したうえで、60年経過後もさらに活用が可能か診断し、可能であれば長寿命化改修工事を施して施設の活用期間の延長を図ります。

そのため、事後保全型の維持管理から改修履歴や定期的な点検・診断結果を活用した予防保全型の維持管理へ切り替え、建物の長寿命化を図り、サービスの質を向上をさせるとともにライフサイクルコストの縮減に努めます。

(8) ユニバーサルデザイン化の推進方針

「ユニバーサルデザイン2020行動計画」(平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚閣議決定)におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、公共施設の更新・改修時には、可能な限り配慮を行った施設となるように努めます。

5 公共施設の総量の削減・圧縮に関する基本方針

(1) 公共施設の統合や廃止に向けた基礎資料の作成

公共施設の総量の削減・圧縮に向けて、老朽化の進行により機能が低下した施設や安全性に問題のある施設、活用度の低い施設等を見出すため、まず次の5つの評価項目、2つの指標で診断を行います。

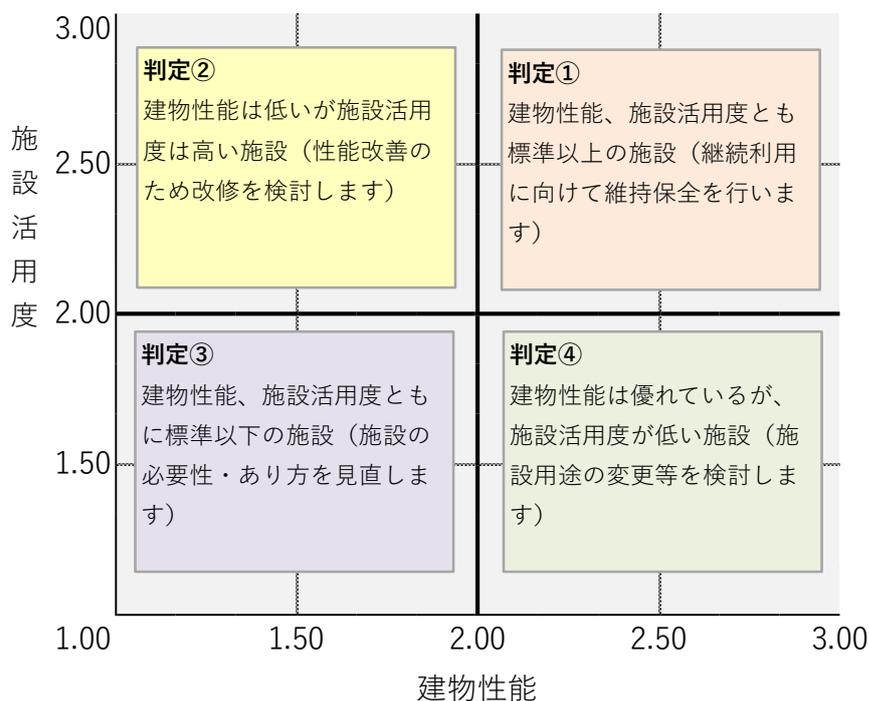
【図表 74】 公共施設の総量削減・圧縮に向けた施設診断の評価項目と指標

指標	評価項目	主な内容
建物性能	安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・点検・保守の実施状況 ・老朽化の進み具合、耐震基準へ適応状況 ・防災、防犯設備の状況
	機能性	<ul style="list-style-type: none"> ・室内スペースの確保状況 ・室内環境（空調、衛生面、騒音、明るさ等）の状況 ・設備のトラブルの有無（故障等） ・熱源・電気容量等の問題の有無 ・バリアフリー対応の状況
	環境性	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー対策の実施の有無（太陽光発電等） ・周辺環境への影響の有無（日影、騒音、排水等） ・廃棄物の処理状況
施設活用度	社会性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域環境との調和状況 ・施設規模（地域人口、利用者数等から見て適正か） ・施設の利用状況（利用率、収容率等）
	経済性	<ul style="list-style-type: none"> ・運営コスト（類似施設と比較） ・今後の運営費の見通し（維持管理費、改修費、更新費）

次に、建物性能を横軸に、施設活用度を縦軸にとり、次のとおり診断結果をグラフ化します。建物性能、施設活用度ともに 1.00 点が最低、2.00 点が標準、3.00 点が最高となり、縦軸、横軸とも 2.00 点で線引きすると、診断結果が①から④の4つのグループに振り分けられます。

4つのグループのどこに振り分けられたかで1次判定を行い、次の2次判定の参考とします。

【図表 75】施設評価判定マトリクス表（1次判定）



(2) 公共施設の今後の方針の決定

1次判定の結果を参考に、施設の今後の方針を決める2次判定を行います。

下表のとおり、1次判定の方針通りに進める場合もあれば、施設の改修費用や住民ニーズ等を考慮した結果、1次判定結果から方向転換を図る場合もあり、様々な方針が考えられます。

【図表 76】 2次判定一覧表

1次判定		2次判定	内容	
建物性能	活用度			
①	高い	高い	継続	大規模改修や長寿命化を実施し継続活用を図ります。
			改修（統合）	施設を一部改修し、他施設との統合又は複合化も検討することでさらなる活用を目指す可能性もあります。
			改修（複合化）	
②	低い	高い	改修	施設を継続活用するために改修を検討します。改修の際は、統合や複合化を積極的に検討します。
			改修（統合）	
			改修（複合化）	
			民間施設を賃借	改修費用が高額になれば改修を断念し、民間施設の賃借や、移転による他の施設との統合又は複合化を図り施設機能を継続する可能性もあります。
			停止・廃止（移転・統合）	
			停止・廃止（移転・複合化）	
③	低い	低い	規模縮小	利用ニーズがあれば規模を縮小しての継続も検討します。
			停止・廃止（移転・統合）	利用ニーズがあれば上記の規模縮小の他、移転による他施設との統合又は複合化も検討します。建物自体は廃止します。
			停止・廃止（移転・複合化）	
			停止・廃止（機能廃止）	利用ニーズが無ければ施設自体を廃止します。
④	高い	低い	転用（機能廃止）	施設を他の用途に転用することを検討します。元施設の機能はニーズがあれば統合又は複合化により他の施設に移転させます。
			転用（移転・統合）	
			転用（移転・複合化）	
			民間へ賃貸・売却	民間への賃貸又は売却も検討します。元施設の機能はニーズがあれば統合又は複合化により他の施設に移転させます。
			継続（統合）	他の施設との統合又は複合化を図り、活用度の向上を図ります。
			継続（複合化）	

(3) まちづくりの視点の必要性

財政的な面から公共施設の総量の圧縮は避けられませんが、ただ施設を減らしていただくだけでは地域の活力がますます失われてしまいます。統廃合で利用しなくなった廃校舎・廃園舎をリノベーションにより「地域の拠点」、「コンパクトビレッジ」等に整備し、地域のシンボルとして再生する等、限られた財源の中で「まちづくり」を進めていくことも忘れてはなりません。

6 インフラに関する基本方針

(1) 道路に関する基本方針

試算どおりの更新費用をかけることは困難なため、計画的な修繕を行い、道路の安全性確保及びトータルコストの縮減を図ります。

(2) 橋梁に関する基本方針

「琴浦町道路橋梁長寿命化修繕計画」に基づき予防保全を実施し、橋梁の安全性確保及びトータルコストの縮減を図ります。

(3) 上水道に関する基本方針

「琴浦町水道事業ビジョン（経営戦略）」に基づき計画的な施設更新及び管路耐震化を実施し、トータルコストを縮減させるとともに、いつまでも安心・安全な琴浦の水の供給を図ります。

(4) 下水道に関する基本方針

「琴浦町公共下水道ストックマネジメント計画」に基づき、計画的な施設更新を実施し、トータルコストを縮減させるとともに、公衆衛生の向上等へ寄与するため、適切な汚水処理を図ります。

琴浦町公共施設等総合管理計画

発行日：平成 28 年 3 月策定

令和 4 年 3 月一部改訂

発行：琴浦町 総務課

〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万 591-2

TEL 0858-52-2111 FAX 0858-49-0000

URL <http://www.town.kotoura.tottori.jp/>